

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

（その日は、
休日を
兼ねる）

目次

◇監査公告 定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第三号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき、昭和38年度に係る下記機関の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和40年7月15日

鳥取県監査委員	浜田庄二
同	中野野平
同	坂谷玉賢
同	小善高

記

監査箇所	執行年月日
厚生援護課	昭和39年10月12日
衛生課	〃
婦人児童課	〃
	15日

保険課	〃		
予防課	〃		
政治課	〃		
職業安定課	〃		
地下資源開発局	〃		
商工課	〃		
観光課	〃		
地方労働委員会事務局	〃		
人事委員会事務局	〃		
県議会議事事務局	〃		
東京事務所	〃	11月	10日
検査課	〃	10月	27日
管理課	〃		29日
河港課	〃		
河道路課	〃		
都市計画課	〃		30日
建築課	〃		31日
秘書調査課	〃		8日
指導課	〃		9日
社会教育課	〃		8日
教職員課	〃		9日
体育保健課	〃		13日
管理課	〃		20日
鳥取県警察本部	〃	11月	2日

企業局	〃	7月	30日	東郷池沿岸排水改良事業所
秘書課	〃	10月	16日	北条浜かんがい事業所
企画室 (旧企画課 旧行政考査室)	〃		21日	北条用排水改良事業所
統計課	〃		20日	小鴨川用水改良事業所
地方課	〃		23日	天神野用水改良事業所
広報文書課	〃		24日	米子地方農林振興局
人事課	〃		26日	八頭〃
職員厚生課	〃			鳥取〃
総務管財課	〃	11月	4日	
財政課	〃		5日	
出納室 (旧会計課)	〃		4日	
水産課	〃	10月	10日	
耕地課	〃		13日	
蚕糸課	〃		14日	
農地開拓課	〃		19日	
農産園芸課	〃		21日	
林務課	〃		22日	
造林課	〃			
農政企画課	〃		23日	
畜産課	〃		27日	
農業経済課	〃		28日	
県営大山放牧場	〃	5月	29日	
日野地方農林振興局	〃	6月25~26日		
倉吉〃	〃	8月10~11日		
				〃
				9月7~9日
				27~29日
				15~16日

厚生援護課 昭和39年10月12日監査 同 野 坂 浩 賢
 監査委員 浜 田 庄 二 同 小 谷 善 高
 同 中 田 玉 平 1 予算の執行状況

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	予 算 額	各 縣 へ 令 達 額	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予算現額に 比し増減
(一般会計) 公企業及び財産収入	32,000	—	32,000	140,000	140,000	—	108,000
分担金及び負担金	188,000	188,000	—	—	—	—	—
使用料及び手数料	83,000	—	83,000	97,050	97,050	—	14,050
国 庫 支 出 金	346,433,000	—	346,433,000	337,276,467	337,276,467	—	△ 9,156,533
雑 収 入	17,606,000	7,418,000	10,188,000	13,386,055	13,386,055	—	3,198,055
(特別会計) 災害救助基金	2,417,000	—	2,417,000	2,374,126	1,511,976	862,150	905,024
計	366,759,000	7,606,000	359,153,000	353,273,708	352,411,558	862,150	△ 4,931,394

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予 算 額	各 縣 へ 令 達 額	予 算 現 額	支 出 額		不 用 額
				支 出 済 額	翌 年 繰 越 額	
興 職 員 費	220,000	—	220,000	220,000	—	0
生 活 保 護 費	394,732,000	159,572,170	225,159,830	222,393,682	—	2,766,148
社 会 福 祉 費	(48,465,000)	(512,633)	(47,952,367)	(46,232,331)	(13,981,000)	(1,720,036)
世 話 出 金	152,110,000	26,125,327	125,984,673	102,253,739	—	9,749,934
諸 費 金	4,922,000	806,299	4,115,701	4,011,728	—	103,973
計	861,000	—	861,000	860,771	—	229

〈特別会計〉		基金		計	
災害救助	2,417,000	—	2,417,000	1,511,976	—
	(48,465,000)	(512,653)	(47,952,367)	(46,232,331)	(46,232,331)
	555,262,000	196,503,796	358,758,204	331,251,896	345,232,896
計				13,981,000	13,525,308

(注) () の数字は前年度繰越事業分で内書である。

2 主な業務の実施状況

(1) 生活保護

(ア) 県取扱い

世帯 世帯 世帯	被保護 世帯 世帯	被保護 人員	保護率 %	対前年度増		扶助額	扶助額 対前年度増
				被保護 世帯	被保護 人員		
2,460	6,687	21.2	154	409	0.23	369,895,063	76,957,262

(イ) 市取扱いに対する生活保護費負担金 2,334,979円

- (2) 養老施設入寮者の要保護者扶助 (39,4.1~39.7.31) 213,000円
 - (3) 世帯更生資金貸付事業補助 (県社会福祉協議会) 11,000,000円
 - (4) 勤労者休養施設建設用地の取得及び造成 4,601㎡ 12,608,285円
 - (5) 軽費老人ホームの設置鉄筋コンクリート 1,566㎡ 46,744,964円
 - (6) 失明者更生施設整備費補助 (鳥取県ライトハウス) 500,000円
 - (7) 環境改善事業補助 (鳥取市外7件) 9,777,400円
 - (8) 同和对策モデル地区事業補助 (赤碓町外2件) 631,997円
 - (9) 養護老人ホーム整備費補助 (鳥取市) 946,400円
- 3 留意事項
- (1) 生活保護世帯等に対する夏季ならびに年末見舞金補助金として6,39

7,100円を鳥取県社会福祉協議会に概算交付していたが、同協議会からは事業実績報告書が未提出であった。早期に実績報告書を提出させ補助金の額の確定をされたい。

なお、この補助金の支出にあたって該当予算がなかったため扶助費を流用して執行していたが、このように多額のものについては、予算更正措置して執行することが望ましい。

(2) 福祉施設 (休養センター) 建設用地として東伯郡羽合町上浅津地内の土地1,381坪を買収、(6,264,700円) し、この宅地造成と同取付道路の工事を6,097,965円で実施していた。取付道路は、県が公有水面埋立の免許を受けて造成したものであるが、県有財産としての取得手続きが未了である。早期に手続きを完了して管理に遺憾のないようされたい。

(3) 県傷痍軍人会对し補助金50,000円を交付していたが、額の確定がなされていないかつた。正規のとおり処理されたい。

(4) 特別会計災害救助基金について鳥取および生山大火に伴う生業資金貸付金の償還状況は次表のとおりである。

貸付先	貸付額	37年度末までの償還額	38年度償還額	38年度末までの償還額
鳥取市	1,750,000	864,650	69,700	815,650
日南町	270,000	211,300	12,200	46,500
合計	2,020,000	1,075,950	81,900	862,150

未償還貸付金の回収促進に一層努力されたい。なお、基金の運用に当たり年度中途における預金解約に伴う利子の基金への繰入れ事務処理が遅れているので留意されたい。

(5) 福祉事務所、身体障害者更生指導所、身体障害者更生相談所、精神

(1) 歳入

1 予算の執行状況

(単位 円)

薄弱者更生相談所、母来寮については、それぞれの定期監査報告に述べたとおりで、措置対策を講ずべき点について検討善処を重ねて要望する。

衛生課 昭和39年10月14日 監査

二平賢高 田庄玉浩善 浜田坂谷 同 同 同 同 同 同

科目	予算額	各弊へ含選額	予算現額	調定額	収入済額	収入済入額	予算現額に比増減
(一般会計)							
公企業及び財産収入	125,000	—	125,000	85,000	85,000	0	△ 40,000
分担金及び負担金	2,000	—	2,000	—	—	0	△ 2,000
使用料及び手数料	42,145,000	27,100,000	15,045,000	18,224,980	18,224,980	0	3,179,980
国庫支出金	28,416,000	—	28,416,000	29,569,826	29,569,826	0	1,153,826
雑収入	886,000	—	886,000	836,000	836,000	0	△ 50,000
(特別会計)							
県立中央病院事業費	300,647,902	281,753,902	18,894,000	18,910,464	18,910,464	0	△ 16,444
県立中部病院事業費	256,568,457	—	256,568,457	112,887,457	112,887,457	0	143,681,000
県立厚生病院事業費	120,441,000	118,267,000	2,174,000	2,168,095	2,168,095	0	△ 5,905
計	749,231,359	427,120,902	322,110,457	182,681,822	182,681,822	0	139,428,655

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予 算 額	前年度繰越 事業費繰越額	各 府へ 合 送 額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額
(一般会計)						
保健所 費	23,707,000	—	17,650,554	6,056,446	5,844,610	211,836
公衆衛生 費	9,149,000	—	4,124,366	5,024,634	4,743,129	281,505
衛生研究所 費	3,457,000	—	3,419,000	38,000	—	38,000
医 務 費	3,935,000	—	538,680	3,396,320	2,843,478	552,842
薬 務 費	2,057,000	—	888,649	1,168,351	778,923	389,428
雑 出 金	82,633,000	—	—	82,633,000	80,308,049	2,324,951
雑 支 出	6,637	—	—	6,637	6,637	0
(特別会計)						
県立中央病院事業費	300,647,902	—	214,899,023	85,748,879	83,858,896	1,889,983
県立中部病院事業費	235,667,000	20,901,457	68,168,782	188,399,675	171,091,677	17,307,998
県立厚生病院事業費	120,441,000	—	112,898,480	7,542,520	7,513,454	29,066
計	781,700,539	20,901,457	422,587,534	380,014,462	356,988,853	23,025,609

2 主な業務の実施状況

(1) 保健所施設設備の整備

自動車、X線さつえい装置等 6,579,000円

(2) 環境衛生監視指導及び営業許可免許状況

区 分	旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クレーン ソング 所	理容師	美容師	クレーン ソング 師
監視指導件数	488	32	90	881	606	167	—	—	—
営業許可免許件数	71	1	6	49	41	8	50	71	20

(3) 食品衛生指導状況

食品営業許可件数	調理師免許件数	ふくみ調理師免許件数	監視件数
3,060	293	66	8,576

(4) 医療機関の調査及び指導取締状況

区 分	病 院	一 診 所	療 養 所	科 助産所	施 療 所	計
調査及び指導取締件数	39	171	36	11	31	288

(5) 看護婦及び准看護婦の修学資金の貸付

貸付人員 看護婦11人 准看護婦14人 貸付額 648,000円

(6) 薬局、医薬品販売業、製造業等の許可状況

区分	薬局開設	一般販売業	薬種商販	特例販売	配売業	配付業者
新規許可件数	4	5	11	10	4	20

(7) 薬事監視件数

薬事監視員数	立入検査対象所数	立入検査回数	同左中不適件数	試験検査件数	同左中不良件数
15人	1,538	967	308	3	2

(8) 中部病院建設事業

36年度から38年度までの3か年継続事業費総額 425,692,002円

鉄筋コンクリート地下1階地上6階 延8,080.2㎡

病床数 200床、診療科目 7科

昭和38年11月20日完成

3 留意事項

(1) 社団法人日本食品衛生協会鳥取県支部に対し補助金 200,000円を概算交付していたが、同支部から事業実績報告書の提出がなく未精算のままであった。速やかに実績報告書の提出を求め、補助金の額の確定をされたい。

(2) 食品衛生大会において食品衛生功労者ならびに同優良施設の表彰を行なうに当たり、記念品を被表彰者の数より多く購入していた。この剰余分を日本食品衛生協会鳥取県支部が表彰するためのものに充当していたことは適当でない。適正な執行をされたい。

(3) 西日本産婦人科学会に対して交付した補助金50,000円について同学

会からは事業実績報告書が提出されていたが、補助金の額の確定がされていなかった。速やかに正規のとおり処理されたい。

(4) 保健所、衛生研究所については、それぞれ定期監査報告に述べたとおりで、措置対策を講ずべき点について検討善処を重ねて要望する。

(5) その他

ア 収入証紙の消印事務整理が遅れているもの、収入証紙徴収整理簿の整理が不十分のものがあつた。適正に整理されたい。

イ 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則に基づいて修学資金の支給を受けたとき提出する受領証に受領印のもれていくものがあつた。適正に処理されたい。

婦 人 児 童 課

昭和39年10月15日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 小 谷 善 高

1 予算の執行状況

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	予 算 額	前年度繰越事業費繰越額	各歳へ令達額	予算現額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	予算現額に比し増減
一般会計								
公企業及び財産収入	119,000	—	119,000	130,000	130,000	—	—	11,000
分担金及び負担金	2,925,000	2,925,000	—	—	—	—	—	—
使用料及び手数料	13,246,000	13,186,000	60,000	81,900	81,900	—	—	21,900
国 庫 支 出 金	125,145,000	—	125,145,000	101,350,323	101,350,323	—	—	23,794,000
繰 越 金	13,920,000	—	13,920,000	13,920,000	13,920,000	—	—	—
雑 収 入	6,370,000	3,206,000	3,164,000	2,461,749	2,459,249	—	2,500	704,751
特別会計								
母子福祉資金貸付事業費	161,725,000	19,317,000	142,408,000	117,943,972	117,941,472	—	2,500	24,466,528
	22,155,000	8,661,000	13,494,000	13,494,650	13,494,650	—	—	650

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予 算 額	前年度繰越事業費繰越額	各歳へ令達額	予算現額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額
一般会計							
員 費	34,000	—	34,000	—	—	—	—
児 童 保 護 費	150,162,000	—	136,206,267	13,955,733	10,965,388	—	2,990,345
婦人児童福祉費	132,981,000	—	14,567,349	118,413,651	67,887,115	47,455,500	3,073,036
繰 越 金 出 金	4,720,000	—	—	4,720,000	4,720,000	—	—
雑 支 出	242,800	—	10,410	232,390	232,390	—	—
繰 越 計 分 費	288,139,800	—	150,818,026	137,321,774	85,804,893	47,455,500	6,063,381
婦人児童福祉費	—	13,920,000	40,000	13,880,000	4,678,468	—	9,201,532
合 計	288,139,800	13,920,000	150,858,026	151,201,774	88,483,361	47,455,500	15,264,913

特別会計					
母子福祉資金貸付事業費	22,155,000	-	21,039,655	1,115,347	167,867
					-
					947,480

2 主な業務の実施状況

(1) 要保護児童の施設収容保護

ア 奨徳学校等県立の4施設収容人員 (38.4.1現在) 315人 この経費 83,436千円

イ 県立以外の養護施設等収容人員 (39.3.31現在) 423人 この措置費 58,320千円

(2) 母子福祉対策

ア 母子会事業貸付 県連合母子会ほか2母子会 1,000千円

イ 母子福祉小口貸付 県下23市町村 1,130千円

(3) 青少年対策

児童館等設置補助 米子市ほか2市町 3,532千円

(4) 児童相談

児童相談所の相談調査 5,270件、所運営経費 3,414千円

(5) 保母養成

保育専門学院38年度入学生50名、卒業生48名、学院運営経費 3,067千円

(6) 県立児童福祉施設設備の整備

ア 奨徳学校移転改築 (3ヶ年計画の初年度) 48,088千円 (翌年度繰越額 31,795千円)

イ 皆成学園女子寮改築 14,058千円

ウ 整肢学園初年度調弁備品の購入及び職員公舎の新築等12,380千円

(7) 市町村児童福祉施設設備の整備

精薄通園施設等新築補助、5施設、3,396千円

(8) へき地保育所設置補助

県下13町村、18ヶ所、3,946千円

(9) 県立母子休養施設設置

県立母子休養ホーム建設 26,199千円 (翌年度繰越額 15,658千円)

(10) 母子福祉資金貸付事業

貸付決定735件、19,442千円

3 留意事項

(1) 奨徳学校建設予定地の水準測量を140,000円で、また、開校の井戸新設工事を1,540,000円で、ともに特定業者と随意契約により実施していたが、随意契約による場合においても、努めて2人以上から見積書を徴する等適正な執行をされたい。

(2) 県立母子休養ホームの設計委託 (委託料680,000円) に当たり、急務を要するとの理由で特定業者と随意契約していたが、納期限に間に合わず、なお相当日数延びるものとして変更契約を締結していた。このことは、当初随意契約をした趣旨に照らし違当と認めがたい。また、履行遅延の場合のとり決めが何等なされていなかっただが、この点についても明確に約定しておかれない。

(3) 母子世帯の経済的自立と生活の安定を図りあわせてその扶養する児童の福祉を増進する目的で、母子福祉貸付事業を行なう母子会に対し、市町村がその資金を貸し付けるに当たり、県が当該市町村に対し母子福祉小口貸付金1,130,000円を貸し付けているが、本制度を設けた初年度であるためか期待に反して、市町村の受入れが少なく870,000円を不執行としていたことは遺憾であった。

なお、市町村が行なった貸付状況の未確認のものがあつたが、予算の効率的執行とあわせ、実績確認についても留意されたい。

(4) 児童措置費負担金および母子福祉資金ならびに福祉生奨学資金の状況については福祉事務所の定期監査に述べたとおりであるが、とくに、滞納負担金ならびに未償還貸付金の収納促進に一層努力されるよう重ねて要望する。

(5) 児童相談所、婦人相談所、婦人寮、奨徳学校、皆成学園、積善学園、整肢学園、保育専門学院については、それぞれの定期監査報告で述べたとおりで、措置対策を講ずべき点については検討善処を重ねて要望する。

保 険 課 昭和39年10月15日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 小 谷 善 高

1 予算の執行状況 (単位 円)
(1) 歳 入

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	予算現額に 比し増減
国民健康保険指 導監査費委託金	1,360,000	743,537	743,537	—	△ 616,463
国民健康保険運 営貸付金償還金	15,000,000	15,000,000	15,000,000	—	—
貸 付 金 利 子	—	300,000	300,000	—	300,000
計	16,360,000	16,043,537	16,043,537	—	316,463

(2) 歳 出 (単位 円)

科 目	予算額	各階 各連額	予算現額	支出済額	不 用 額
国民健康保険振 興育成費	20,861,000	6,000	20,855,000	20,740,643	114,357
国民健康保険審 査会費	15,000	—	15,000	11,690	3,310
国民健康保険指 導監査費	403,000	—	403,000	382,900	30,100
計	21,279,000	6,000	21,273,000	21,135,233	137,767

2 主な業務の実施状況

- (1) 国民健康保険診療報酬支払準備金貸付 (県国民健康保険団体連合会) 15,000千円
- (2) 国民健康保険診療報酬審査支払機関育成補助 (県国民健康保険団体連合会) 2,800千円
- (3) 国民健康保険保健施設費補助 (鳥取市ほか35市町村) 800千円
- (4) 国民健康保険給付改善事業普及事務委託 (県国民健康保険団体連合会) 200千円

- (5) 県国民健康保険審査会開催 (39年3月23日)
- (6) 保険者の指導監査 鳥取市ほか28保険者
- (7) 保険医等の指導127人 (一般医76人、歯科医46人、薬局5人)
- (8) 県地方社会保険医療協議会開催 (39年3月30日)

となる。当年度も支払資金の一部として県費5,000,000円を連合会に貸付していたが、従来の監査で指摘されたとおり、県の援助を必要としないうる保険者の預託の促進方について強力に指導されるよう重ねて要望する。

(3) 健康増進運動推進大会のために受けた資金前渡の精算が遅れてたい。資金前渡の精算は正規のとおり速やかに処理されたい。

予 防 課 昭和39年10月16日 監査 二平高

(1) 鳥取県国民健康保険団体連合会に対し、国民健康保険診療報酬審査支払機関育成補助金として2,800,000円を概算交付していたが、事業実績報告書を徴さず、補助金の額の確定がなされていなかた。正規のとおり速やかに処理されたい。

(2) 診療報酬支払資金として保険者が国民健康保険団体連合会に預託している額は当年度末現在で32,202,000円となり前年度末より900,000円増加しているが、国民健康保険法施行規則第32条に基づいて預託金を計算すると102,874千余円となり、差引70,672千余円不足すること

1 予算の執行状況

(1) 歳入

(単位 円)

科 目	予 算 額	各 府 へ 令 達 額	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 に 比 じ 増 減
公企業及び財産収入	20,000	—	20,000	—	—	—	△ 20,000
分担金及び負担金	1,158,000	1,144,000	14,000	—	—	—	△ 14,000
国庫支出金	241,053,000	—	241,053,000	235,261,673	235,261,673	—	△ 5,791,327
雑収入	13,434,000	300,000	13,134,000	15,965,507	15,965,507	—	2,831,507
計	255,665,000	1,444,000	254,221,000	251,227,180	251,227,180	—	△ 2,993,820

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予 算 額	各 種 繰 入 額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額
予防衛生費	335,956,000	47,435,290	288,520,710	286,459,186	2,061,524
衛生諸費	20,870,030	4,245,690	16,624,310	16,148,814	475,496
雑支出	278,029	-	278,029	278,029	-
計	357,104,029	51,680,980	305,423,049	302,886,029	2,537,020

2 主な業務の実施状況

(1) 結核予防法に基づく予防対策

- ア 健康診断予防接種 194,870人、15,879,747円
- イ 管理検診および指導 13,053人、3,944,000円
- ウ 一般患者医療 延30,755人、36,544,000円
- エ 命令入所患者医療 延8,431人、161,742円

(2) 伝染病予防対策

- ア 法定伝染病予防費補助 (鳥取市ほか39市町村および2組合立) 15,573,764円
- イ 伝染病予防生物学的製剤購入資金貸付 (鳥取ウチン販売協同組合) 11,000,000円
- ウ 急性灰白髄炎等予防接種費補助 (鳥取市ほか14市町村) 1,031,520円
- エ インフルエンザ予防接種費補助 (鳥取市ほか12市町村) 439,580円
- オ 急性灰白髄炎特別対策生ワクチン投与 193,000円
- (3) 精神衛生対策
- ア 措置患者519人、延在院86,243日、65,370,475円

イ 在院患者訪問指導 90日 延260人

ウ 鑑定 356件

(4) 母子保健対策

- ア 身体障害児育成医療 217人、2,851,304円
- イ 未熟児養育 104人、1,779,249円
- ウ 結核児童療育 71人、4,192,259円
- エ 三才児健康診査 6,956人742,337円
- オ 新生児訪問指導 5,427人474,295円
- カ 妊産婦、乳幼児保健指導 14,448人、716,000円
- キ 母子健康センター設置費補助 (西伯町) 2,266,600円

(5) 水道施設整備事業

ア 小規模給水施設整備費補助 (三朝町) 940,000円

イ 水道統合整備費補助 (倉吉市ほか3町) 300,000円

(6) 家族計画特別普及事業

被保護者その他 2,884人 指導経費 899,990円 器具薬品購入

484,999円

(7) 成人病対策

心電計および関係用具2台購入 499,800円

3 留意事項

(1) 日本伝染病学会西日本地方会に対し同協会補助金 200,000円を交付し、同会からは実績報告書が提出されていたが、補助金の額の確定がなされていなかった。正規のとおり処理されたい。

(2) 成人病対策として当年度 499,800円で心電計および関係用具2台を購入していたが、この経費は当初予算に計上されていなかったにもかかわ

ず年度未迫って購入していた。予算の効率的執行に配慮の要がある。

(3) 家計計画特別普及事業において、被保護世帯に支給する器具、薬品を484,999円で購入していたが、購入先によつて同一品目に価格の高低があつた。不経済な支出とならないよう計画的な予算執行に留意されたい。

(4) 原爆被爆者協議会に対する補助金50,000円の交付決定が年度経過後になされていった。適正に処理されたい。

(5) 性病予防法に基づき性病委託治療費の保健所における支出額が、本庁が行なつた治療費の減免承認にかかる公費負担額と相違していった。

とについては、関係保健所の定期監査で指摘したところであるが、今後事務処理について善処されたい。

政 課 監査委員 浜 田 庄 平
同 中 田 玉 高
同 小 谷 善 高

昭和39年10月5日監査

1 予算の執行状況

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	予 算 額	各購へ合漢額	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	予算額に比 増し
国庫支出金	775,000	—	—	775,000	761,700	0	△ 13,300
雑 収 入	—	—	—	—	3,211	0	3,211
計	775,000	—	—	775,000	764,911	0	△ 10,089

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予 算 額	各購へ合漢額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額
労 政 費 出	3,957,000	—	3,957,000	3,613,086	343,914
雑 支 出	—	—	—	10,519	—
計	3,957,000	—	3,957,000	3,623,605	343,914

2 主な業務の実施状況

- (1) 第17期県地方労働委員会委員の改選 (38年12月6日)
- (2) 労働講座、労働問題講習会、労使懇談会等の開催 (延53回)
- (3) 勤労者写真展の開催 (3会場、応募数118点)
- (4) 労働組合体育大会の開催 (参加172チーム)
- (5) 労働福祉増進大会の開催 (被表彰者7事業所)
- (6) 年少労働者の表彰 (被表彰者32人)
- (7) 中小企業労働相談業務

3 7 年 度		3 8 年 度			
労働者	使用	計	労働者	使用	計
159	件	312	件	471	件
				212	件
				390	件
				602	件

職業安定課

昭和39年10月5日監査

監査委員 浜田庄二
同 小谷善高

3 留意事項

(1) 労政事務所については、所の定期監査に述べたところであるが、とくに、各労政事務所が所管業務について、計画的かつ円滑に執行できるように資金の適期前渡等予算執行につき主管課の一層の配慮を望む。

1 予算の執行状況

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	予 算 額	各 府 へ 合 達 額	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 に 比 じ 増 減
分担金及負担金	432,000	—	432,000	—	—	0	△ 432,000
使用料及手数料	473,000	—	473,000	458,950	458,950	0	△ 14,050
国庫支出金	54,657,000	—	54,657,000	37,951,411	37,951,411	0	△16,725,589
雑 収 入	5,024,000	4,865,120	160,880	720	720	0	△ 160,160
計	60,586,000	4,865,120	55,722,880	38,391,081	38,391,081	0	△17,331,799

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予 算 額	各 府 へ 合 達 額	予 算 現 額	支 出 額		不 用 額	
				支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額		
職業安定費	103,443,000	53,999,473	49,443,527	28,095,279	14,555,000	42,658,279	6,785,248
雑 支 出	—	—	—	20,142	—	20,142	—
計	103,443,000	53,999,473	49,443,527	28,115,421	14,555,000	42,678,421	6,785,248

2 主な業務の実施状況

- (1) 新規学校卒業者就職対策
- (ア) 中学校卒業者=就職件数2,554人うち 県内880人
- (イ) 高校卒業者=就職件数3,544人うち 県内1,444人
- (2) 身体障害者雇用促進
- (ア) 就職あつせん 33人
- (イ) 事業所指導及び職場適応訓練 延24人
- (ウ) 適応訓練委託事業所就職 5人
- (3) 日雇労働者雇用促進
- (ア) 就職支度金貸付常用化56人分、1,120,000円
- (イ) 雇用奨励金交付40人分、2,076,500円
- (4) 広域職業紹介
- (ア) 一般常用就職 1,382人
- (イ) 季節的就労あつせん 1,393人
- (5) 中高年台失業者等就職促進推進
- (ア) 公共職業訓練 8人
- (イ) 職場適応訓練 4人
- (6) 職業訓練(鳥取総合職業訓練所への委託分を含む。)
- (ア) 9職種、定員460人、修了者367人
- (イ) 修了者のうち県内就職229人、県外就職138人
- (ウ) 職業訓練指導員講習会修了者 90人
- (8) 技能検定8職種
- (ア) 1級=受験者96人、合格者61人
- (イ) 2級=受験者210人、合格者87人

(9) 事業内職業訓練費補助

中部建築共同職業訓練協会外4ヶ所補助金 420,000円

(10) 職業訓練指導員免許試験

(ア) 受験者 22人

(イ) 合格者 22人

(11) 緊急失業対策事業

(ア) 道路整備事業 336,519円

(イ) 吸収人員 58,526人

(ウ) 事業費 52,539,022円

(12) 内職公共職業補導

(ア) 39年3月末登録者数 4,075人

(イ) 内職グループ 197

(ウ) 従事者数 2,945人

3 留意事項

(1) 財団法人鳥取県大阪青年寮に対し補助金900,000円を交付していたが、同寮から提出された実績報告書によると、事業費決算額は補助申請書による当初計画を下廻っていた。このような場合に対する補助条件を明確にしておきたい。

(2) 鳥取県労働対策協議会の理事、幹事等の役員に対する謝金として報償費15,000円予算化されていたが、当年度は、協議会を開催せず、全額不執行としていた。設置目的に沿って円滑な運営を期されたい。

(3) 鳥取総合職業訓練所に委託している基礎的職業訓練の実施状況は、機械工科ほか4職種で訓練生定員130人に対し、実際の入所生は108人、終了者は105人であった。これに対する委託料2,129,000円の支出に当

たつては、従来より実習経費のほか同所の電気基本料金から 1 割を控除した額を分担しているが、38年度から県委託以外の職業訓練が行なわれていることを考慮して分担割合を検討する必要がある。

なお、委託料は、訓練生定員を基礎として交付されており、委託契約において「訓練の実施員数に甚だしく差異を生じたときは、委託料を増額または減額するものとする」と約定されているが、上記のとおり訓練の実施員数は定員を下廻つていたので「甚だしく差異を生じた場合」の取扱いを具体的に約定されたい。

(4) 職業訓練所、内職公共職業補導所については、それぞれの定期監査報告で述べたとおりで、本庁において措置を要する点については検討善処を重ねて要望する。

(5) 経理出納事務について
 ア 資金前渡を受けた緊急失業対策事業費、賃金(年末手当)の精算が遅れ、なかには、精算の結果相当額を返納している事例があつた。正規のとおり処理されたい。

地下資源開発局 昭和39年10月6日監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平

1 予算の執行状況

(1) 歳 入 (単位 円)

科 目	予 算 額	各 階 へ 各 達 額	予 算 理 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 比 増 減
財産収入	250,000	—	250,000	250,000	250,000	0	0
雑 入	—	—	—	1,471,286	1,471,286	0	—
計	250,000	—	250,000	1,721,286	1,721,286	0	—

(2) 歳 出 (単位 円)

科 目	予 算 額	各 階 へ 各 達 額	予 算 理 額	支 出 済 額	不 用 額
地下資源開発費	5,544,000	149,200	5,394,800	5,259,756	135,044

2 主な業務の実施状況

(1) 放射能鉱物開発事業
 鉱業権の所有状況 (単位 テール)

区 分	場 所	38年3月 末現在	3 8 年 度		39年3月 末現在
			増	減	
試験権	東佐郡三朝町、気高郡鹿野町、岡山県吉田郡	422,678	—	94,238	328,440
採掘権	東佐郡三朝町、岡山県吉田郡	115,384	23,830	—	139,214
計		538,062	23,830	94,238	467,654

(2) 水資源調査事業

簡易水道水源及び温泉源の電気探査等 4 地区

3 留意事項

(1) 放射能鉱物開発費から支出している専門委員に対する委託料360,00

0円は、勤務の実態からみて報酬として一括予算措置をするのが適当
と考えられるので、検討されたい。

商 工 課

昭和39年10月6日 監査

同 監査委員 浜 田 庄 平
中 田 玉 平

1 予算の執行状況

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	予 算 額	各 解 達 額	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	納 入 額	未 済 額	予 算 現 額 比 増 減
(一般会計)								
使用料及び手数料	45,525,000	870,000	44,655,000	46,916,954	46,916,954	—	—	2,261,954
国庫支出金	12,901,000	—	12,901,000	12,479,700	12,479,700	—	—	△ 421,300
寄 付 金	5,050,000	50,000	5,000,000	4,471,000	4,471,000	—	—	△ 529,000
雑 収 入	702,418,700	2,052,000	700,386,700	700,485,585	700,485,385	200	—	98,685
(特別会計)								
中小企業振興資金助成事業費	107,356,000	—	107,356,000	107,529,500	104,535,080	—	2,794,420	△ 2,820,920
計	873,250,700	2,952,000	870,298,700	871,682,739	868,888,119	200	2,794,420	△ 1,410,581

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予 算 額	各 解 達 額	予 算 現 額	支 出		不 用 額
				支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	
(一般会計)						
商工業費	854,364,000	17,764,725	816,599,275	815,254,437	—	1,344,838
諸支出金	43,303,350	—	43,303,350	43,274,350	—	29,000
県庁費	220,000	—	220,000	220,000	—	0
(特別会計)						
中小企業振興資金助成事業費	107,356,000	—	107,356,000	97,864,000	5,800,000	3,692,000
計	986,243,350	17,764,725	967,478,625	956,612,787	5,800,000	5,065,838

2 主な業務の実施状況

- (1) 商工業の診断
 - ㊦ 工業診断 76件
 - ㊧ 商業診断 101件
- (2) 中小企業団体中央会補助補助金 1,822,000円
- (3) 各種物産展及び見本市の開催
 - ㊦ 開催回数 6回
 - ㊧ 出品者数 延845
- (4) 即売額、引合額、あつせん額及び成約金額 301,215千円
- (4) 高圧ガスの取締
 - ㊦ 許認可 製造許可90件、販売許可94件 危険予防規程認可1件、製造届出99件
 - ㊧ 検査 容器検査 734,462件
- (5) 計量検査
 - ㊦ 定期検査 受験個数36,137、合格個数34,152、合格率94.8%
 - ㊧ 計量器及び量目の取締
 - 計量器＝取締件数1,125 違反件数297 違反率26.4%
 - 量 目＝取締件数 677 不正件数261 不正率38.6%
- (6) 工場誘致
 - ㊦ 6企業、総投下資本364百万円、総従業員数576人
- (7) 設備近代化融資制度 貸付金67件、84,200,000円
- (8) 小規模事業指導費補助 商工会連合会ほか18,975,400円
- (9) 金融対策
 - ㊦ 信用保証協会出捐金 6,471,000円

3 留意事項

- (1) 同 貸付金 75,000,000円
 - ㊦ 季節金融対策貸付金 300,000,000円
 - ㊧ 雪害対策貸付金 300,000,000円
 - (10) 中小企業振興資金助成事業貸付金 33件、103,664,000円
- (1) 特別会計中小企業振興資金助成事業における当年度貸付額は、設備近代化資金28企業 50,245,000円、共同施設資金4企業 15,077,000円、38年度新設された工場集団化資金1団地52,542,000円、合計97,864,000円で、前年度に比較して58,274,000円増加し、貸付累計額は225,600,000円となっている。
- 当年度末における償還済額累計は47,269,580円であるが、償還期到来分で2,794,420円(現年度分898,000円、過年度分1,896,420円)が未償還となっている。未償還貸付金の回収に一層努力されることと、前年度の監査で指摘した違約金を徴収することについても、さらに検討されたい。
- なお、本資金の貸付に当たっては、公正証書による金銭消費貸借契約を締結することになつては、相当期間遅延している。貸付後速やかに締結されたい。
- (2) 鳥取市災害復興融資金の損失の再補償については、融資総額295,744,014円(3割補償分)にかかると、当年度末未回収残額は11,910,175円となつてはいるが、回収見込みのないものについては、鳥取市折半で40年度末までに損失補償をすることとし、県負担分としては当年度1,000,000円、累計で4,997,877円となつていた。前記未回収残額については、鳥取市および金融機関と緊密に連携をとりつつ早期回収になお

一層努力されたい。

(3) 中小企業団体強化対策の一環として県中小企業団体中央会に対し補助金100,000円を交付していったが、監査時現在実績報告書を徴しておらず、額の確定も行っていないかつた。所定の手続きをとらねたい。

(4) 計量法に基づき各種手数料の証紙による収入事務処理が甚だしく遅れて、なかには、年度区分をあやまつているものがあつた。また、計量器販売等の事業の再登録の取扱いいに検討を要するものがあつた。事務の適正処理に努められたい。

(5) 物産館、工業試験場については、それぞれの監査報告で述べたとおり、本庁で措置すべき点もあるので、これらについて検討善処を重ねて要望する。

(6) 経理出納事務について

ア 歳出予算について配当を受けないで執行している事例があつた。事前に配当を受けて執行されたい。

イ 特殊勤務実績簿に所属長印のもれているものがあつた。

観 光 課

昭和39年10月7日 監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 小 谷 善 高

1 予算の執行状況

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	予 算 額	各 種 解 差 額	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予 算 増 減 比
(一般会計) 使用料及び手数料	—	—	—	238,960	238,960	0	—
国 庫 支 出 金	9,531,000	—	9,531,000	7,986,000	7,986,000	0	△ 1,545,000
寄 附 金	200,000	—	200,000	160,000	160,000	0	△ 40,000
雑 収 入	2,470,000	—	2,470,000	13,456,150	8,178,150	5,278,000	5,708,150
(特別会計) 県立大山観光会館 事業費	18,017,963	7,892,963	10,125,000	9,413,889	9,413,889	0	△ 711,111
計	30,218,963	7,892,963	22,326,000	31,254,999	25,976,999	5,278,000	3,412,039

(2) 歳出

(単位 円)

科目	予算額	各府へ合運額	予算現額	支出		不用額
				支出済額	繰越年度額	
(一般会計)						
観光事業費	(13,310,000) 71,909,000	(26,000) 9,380,764	(13,284,000) 62,528,236	(13,283,812) 57,751,384	3,090,000	(188) 1,685,852
(特別会計)						
県立大山観光会館 事業費	18,017,963 (13,310,000) 89,926,963	6,939,000 (26,000) 16,319,746	11,078,963 (13,284,000) 75,607,199	11,077,896 (13,283,812) 68,829,280	—	1,067 (188) 1,687,919
計						

(注) () の数字は前年度繰越事業分で内書である。

2 主な業務の実施状況

- (1) 観光と物産展の開催 開催回数3回、延18日間
 - (2) 大山国立公園施設整備 道路、その他施設 25,020,000円
 - (3) 山陰海岸国立公園施設整備 鳥取砂丘駐車場開設 2,000,000円
 - (4) 県立公園施設整備 羽合町橋津、馬の山展望台 995,000円
 - (5) 国民保養温泉地施設整備 三朝町 800,000円
 - (6) 東部山岳施設整備 案内板設置 768,573円
 - (7) 国立国定公園指定記念事業 標柱設置 646,000円
 - (8) ユースホステル補正工事 6,287,000円
 - (9) 大山観光会館施設整備 7,174,812円
- 3 留意事項
- (1) 日本観光旅館連盟総会の補助金として100,000円を同連盟に、また、大山国立公園遊歩防止対策費補助金として80,000円を同対策協会に交

付していたが、いずれも鳥取県補助金等交付規則による実績報告書を徴さず未精算のままであった。速やかに正規のとおり処理されたい。

(2) 大山国立公園施設整備事業に対する地元協力費の当年度末における未収金5,248,000円(現年度分1,200,000円、過年度分4,048,000円)およびテレビ観光宣伝費に対する地元負担の未収金30,000円のうち、現在なお未収となっているものの収納促進について一層努力されたい。

(3) 観光施設関係の財産として避難小屋、休憩舎、公衆便所等の建物を県下に設置しているが、この建物を設置している土地の所有者との貸借契約の促進については、前回の定期監査で指摘されたとおりで、現在なお未締結となっているものの締結促進に一層努力されたい。

(4) 観光協会審議会のため受けた資金前渡の精算が遅れているものがあり、なかには、精算の結果相当額を返納している事例があった。正規のとおり処理されたい。

地方労働委員会事務局

昭和39年10月7日 監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 小谷善高

1 予算の執行状況

歳出

(単位 円)

科 目	予算現額	支出済額	不用額
地方労働委員会費	13,112,000	12,388,320	723,680

2 主な業務の実施状況

(1) 調整事件

調整区分	事件名および件数	調整結果		取り下げ	備考
		成	否		
斡旋	鳥取電機製造株式会社争議ほか	15件	12件	2件	否は打ち切り
調定	同上争議ほか	2件	2件	1件	
合計		19件	14件	3件	

(2) 実情調査

事件名および件数	要求事項	最終内訳	
		自主解決	あつせんに移行
日ノ丸トラツク争議ほか 6件	賃上げほか	5件	2件
因伯通運(鳥取)争議ほか 2件	賃上げほか	3件	

境港海陸運送争議ほか	2件	夏季または年末手当	2	1
因伯通運(鳥取)争議ほか	3件	夏季または年末手当ほか	4	
日本海テレビ放送争議ほか	2件	賃金協定, その他	3	
合計	20件		17	3

(3) 不当労働行為事件

事件名および件数	最終内訳		
	取り下げ	一部救済	棄却
高城自動車(株)不当労働行為事件ほか 3件	2	1	1

(4) 組合資格審査

組合名および数	決定内訳		
	適	打ち切り	取り下げ
高城自動車労働組合ほか	43	42	1

3 留意事項

(1) 経理出納事務について

ア 審問、あつせんに要する経費の資金前渡の精算で相当期間遅延しているものがあつた。所定の期間内に処理されたい。

人事委員会事務局

昭和39年10月12日 監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 小谷善高

1 予算の執行状況

歳入		(単位 円)	
科目	予算現額	調定額	収入済額
雑収入	34,000	34,000	34,000
雑収入			収入額
			附記
			公平委員会事務受託金

(単位 円)

科目	予算額	予算現額	支出済額	不用額
人事委員会費	12,562,000	2,944,350	15,506,350	14,296,464
人事委員会費				1,209,886

2 主な業務の実施状況

- (1) 人事委員会議の開催37回 (定例36回、臨時会1回)
- (2) 人事主任者会議の開催 7回
- (3) 試験

区分	申込者	受験者	合格者	採用または昇任者	名簿の現況(39.9.1)	
					名簿の現況(39.9.1)	名簿残
採用試験	上中初	148	113	23	22	1
	警視官(2回)	36 833	28 725	4 72	3 45	1 22
昇任試験		169	130	補欠	42	9
昇任試験		228	197	101	101	5

(4) 採用および昇任等の選考

区分	件数	内				
		知事部局	委員会	警本部	企業局	その他
採用選考	179	94	71	13	1	1
昇任選考	292	234	21	29	7	1

臨時任用の承認	計	382	362	15	42	8	5
合	計	853	690	107	42	8	6

(5) 給与実態調査

- ア 民間、調査事業所数 70事業所
 - イ 職員、知事部局ほか 10,376名
 - (6) 給与に関する報告ならびに勧告および意見
 - (7) 勤務条件の措置要求の審査
処理したもの 1件
 - (8) 不利益処分に関する審査請求の審査
ア 決定または判定したもの 1件
イ 39年度に持ち越したものの 4件
 - (9) 公平委員会の事務の受託
当年度に 1件
 - (10) 労働基準の監督
ア ホイラ設置認可 1件
イ ホイラおよび第一種圧力容器等の落成検査、性能検査
定期検査13箇所、臨時検査2箇所
 - (11) 規則等の制定改廃
職務の等級の分類の基準に関する規則ほか16規則等につき延27回改正
- 3 留意事項
- (1) 経理出納事務について
ア 学力調査事案の口頭審理ならびに採用試験のため受けた資金前年度の精算に遅れているものがあつた。正規のとおり処理されたい。

1 労働基準監督のため、関係官庁の職員に旅行依頼をしていたが、旅行依頼簿が作成されていなかった。正規のとおり処理されたい。

ウ 時間外勤務命令簿に所属長印のもれているものがあつた。

4 事務運営の合理化に関する意見

前回の監査でも述べたとおり、職員等の旅費の支給に関する規則による料程表は、交通事情の變せんにより実情に合わない点が多いので改正されたい。

県 議 会 事 務 局 監査委員 浜 田 庄 二
昭和39年10月19日監査

同 同 中 田 玉 平
同 野 坂 浩 賢

1 予算の執行状況

歳 入 (単位 円)

科 目	予算現額	調 定 格	収入済額	収 入 未 済 額	予算現額に 比し増減	附 記
寄 附 金	2,431,000	2,429,894	2,429,894	—	△ 1,106	附 金

歳 出 (単位 円)

科 目	予算額	予 算 外 支 出 費 額	予算現額	支 出 済 額	不 用 額
県会議費	84,038,000	1,647,000	85,685,000	85,094,549	590,451
委員会費	6,030,000	—	6,030,000	5,939,229	90,771
公聴会費	50,000	—	50,000	—	50,000
合 計	90,118,000	1,647,000	91,765,000	91,033,778	731,222

2 主な業務の実施状況

- (1) 議会活動
定例県議会 4 回、臨時県議会 1 回
 - (2) 海外視察に議員 3 名を派遣
 - (3) 乗用自動車 1 台を購入
- 3 留意事項

(1) 報償費35,000円のうち、9,000円は全国都道府県議定会定例会において自給労者として表彰を受けた当事務局職員数名に対する副賞代である。表彰規定に基づき教育委員会職員及び警察職員の表彰とは性質は異なるが、表彰は他との均衡を失しないようその取り扱いを検討されたい。

東 京 事 務 所

昭和39年11月10日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 野 坂 浩 賢
同 小 谷 善 高

1 予算の執行について

当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

歳 入 (単位 円)

科 目	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	摘 要
地方譲与税	417,288,695	417,288,695	0	地方道路譲与税
地方交付税	6,146,328,000	6,146,328,000	0	
使用料及び手数料	92,393	92,393	0	家賃貸付料
国庫支出金	47,186,190	47,186,190	0	補助金 14,450,690 委託金 32,735,500
寄附金	15,000	15,000	0	財産費寄附金
雑収入	3,687,160	3,687,160	0	償還金 288,785 雑収入 3,428,375
合 計	6,614,597,438	6,614,597,438	0	

歳 出 (単位 円)

科 目	予 算 合 達 額	支 出 済 額	不 用 額	摘 要
一般会計				
庁 防 費	22,813,097	21,785,574	1,027,523	5,000,000 東京事務 所費 9,461,587
警 察 費	49,895	49,895	0	
消 費 税 費	623,746	623,746	0	
土 木 費	660,135	660,135	0	
教 育 費	34,000	34,000	0	
社会及び労働施設費	6,000	6,000	0	
保 健 費	2,604,872	2,604,872	0	
産 業 経 済 費	754,050	754,050	0	
財 産 費	30,000	30,000	0	
選 挙 費	110,564	110,564	0	
諸 支 出 金	27,686,359	26,658,836	1,027,523	
合 計				

特別会計	用品調達事業費	県立中部病院事業費	農業改良資金助成事業費	県営林事業費	合 計
	2,744,555	104,982	25,100	3,100	2,877,737
	2,744,555	104,982	25,100	3,100	2,877,737
	0	0	0	0	0

2 主な業務の実施状況について

当所は行政連絡部、物産幹旋部及び宿泊施設(えびす寮)を置き、職員は監査時現在所長以下23名(うち併任5名)で、所管業務の運営に努力していった。当年度に実施した主な業務の状況は次のとおりである。

(1) 行政連絡

本庁主管部局	主 な 行 政 連 絡 の 内 容
企画室関係	日本海沿岸地帯振興連盟に関する事務連絡等5件
総務部	普通交付税についての情報連絡等7件
厚生部	厚生年金保険積立金還元繰上及び国民年金特別融資(特別地方債)について陳情及び情報連絡等4件
商工労働部	中小企業工場等集団化(鉄工団地)の融資について陳情及び情報連絡等6件
農林部	国土緑化大会誘致について陳情及び情報連絡等6件
土木部	中国縦貫自動車道建設促進について陳情及び情報連絡等9件
企業局	日野川(県営)発電事業に関する事務連絡等3件
教育委員会	国V工業高等専門学校建設について事務連絡等6件

(2) 本県産物の関東地方入荷並びにあつせん実績

(ア) 二十世紀梨入荷

3 年 度	7 年 度	3 年 度	8 年 度
入荷量 1ヶ-ス(5kg) 当り 単価 円	金 額 円	入荷量 1ヶ-ス(5kg) 当り 単価 円	金 額 円
6,289	915	382,884,000	2,510
			972
			162,526,000

(イ) 木炭入荷

(単位 屯)

3 年 度	7 年 度	3 年 度	8 年 度
白炭入荷量	黒炭入荷量	合 計	白炭入荷量
82	1,502	1,584	153
			1,555
			1,708

(ウ) 高工物産あつせん

(単位 千円)

年 次	国 内 貿 易	物産展即売	出品協会	合 計
37年	363	160	5,415	6,938
38年	6,835	46	9,511	1,010
				17,402

(3) えびず寮宿泊延人員並びに収入金実績

区分	県 議 員	市 町 村 長	市 職 員	村 職 員	市 職 員	村 職 員	その他	合 計	収 入 金
37年	244人	3,723人	548人	926人	5,451人	1,803,850円			
38年	218人	4,776人	729人	1,932人	7,655人	3,426,000円			

(注) 収入金は県収入とした宿泊料(まかない料を除く)である。

3 留意事項

- (1) 国から受け入れれる地方譲与税等の収入事務処理に当たり、交付決定通知の写等収入の根拠となる資料を整備しておくことについては、前回の監査で指摘されたが、なお不十分のものであるので、さらに、主管理と緊密に連携をとりつつ明確に整理しおかねばならない。
- (2) 家賃貸付料収入に当たり、歳入調定元帳に記帳もれがあつた。記帳もれのないようにされたい。

(3) えびず寮の収入金は、当寮の運営を担当している職員(分任出納員)が、毎日近くの金融機関に預金し、このうち県収入とする宿泊料(まかない料を除く)相当額を月に2回払い込みしているが、前記分任出納員の預金口座利子は、そのまま同口座に残されていた。この利子のうちには、県収入とすべき分もあると思われるので、速やかに方針を定めて処理されたい。

(4) 当年度(38年4月16日から38年5月6日まで)開催された東京国際見本市の小間料として220,000円を支出していたが、この契約は前年度の37年12月10日に締結されていた。また、同見本市の装飾委託料160,000円を支出していたが、この契約は次長が私印を押し締結していた。前段は、事前に申込みしなければならなかつたためであり、後段は、人事異動で所長が一時欠員中であつたためのものであつたが、いずれにしても、この取扱いは適当と認めがたいので、今後の事務処理に留意されたい。

(5) 職員住宅の畳替を実施し、この代金57,000円を工事請負費から支出していたが、修繕料が適当である。

検査課

昭和39年10月27日 監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 小谷善高

- 1 収入、支出の状況について (昭和39年5月30日現在、以下各課とも同)
- イ) 収入
 - ロ) 特定財源収入なし

(2) 支出

区	分	予算	現額	当課支出額	不用額	摘要
(項)	土木諸費		200,000	200,000	0	
	計		200,000	200,000	0	

2 業務実績について

38年5月1日、行政組織規程の一部改正により検査課の新設をみ、課長以下10名のほか検査専門員補(他課より兼務)等15名により土木工事の検査、土木工事施行に関する監察、土木工事の施行基準の作成等を実施していた。
検査実績は次のとおりである。

昭和38年度検査実績件数一覧表 (単県分は工事費100万円以上を実施)

主 管 課 道 路	出 張 所	鳥 取 郡 家 倉 吉 米 子 根 雨												合 計			備 考		
		工 事 中 間 完 成 件 数	工 事 中 間 完 成 件 数	工 事 中 間 完 成 件 数	工 事 中 間 完 成 件 数	工 事 中 間 完 成 件 数	工 事 中 間 完 成 件 数	工 事 中 間 完 成 件 数	工 事 中 間 完 成 件 数	工 事 中 間 完 成 件 数	工 事 中 間 完 成 件 数	工 事 中 間 完 成 件 数	工 事 中 間 完 成 件 数	工 事 中 間 完 成 件 数	工 事 中 間 完 成 件 数	工 事 中 間 完 成 件 数		工 事 中 間 完 成 件 数	工 事 中 間 完 成 件 数
道 路 改 良	良 種	5	5	1	2	1	6	9	6	11	14	11	9	12	9	32	42	32	
特 殊 改 良	1 種	6	5	6	8	6	10	11	10	11	10	3	9	12	9	34	39	34	
特 殊 改 良	2 種	3	4	3	7	5	12	14	12	3	4	3	8	9	31	38	31		
凍 雪 害 防 止		3	3	1	1	1	2	2	2	4	4	4	5	6	15	16	15		
梁 架 換 修		8	1	8	11	15	10	6	10	7	4	7	9	9	49	25	49		
橋 梁 補 修		2	1	2						3		3			5	4	5		
橋 梁 改 良	3 種	1	1	1			2	3	2	1	1	1			4	4	4		
特 殊 改 良		17	8	17	13	11	16	10	16	19	15	19	6		69	46	69		
鋪 裝 新 補 設 修		3		3		1	1	1	1	1	1	1			5	2	5		

河	中小河川改良	4	4	4	2	4	2	4	4	2	2	1	1	2	2	1	12	15	12
	局部改良	7	5	7	1	1	1	1	2	2	3	3	3	3	1	1	14	11	14
	小規模河川改良	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	8	7
	河川災害関連	1	1	1	10	16	10	10	1	1	1	1	1	1	1	1	12	18	12
	災害助成	3	3	3	25	53	25	25	5	5	5	2	6	6	33	33	36	44	33
	河川災害保全								1	1	1	6	6	6	6	6	8	12	12
	海岸保護								3	3	3	6	6	6	6	6	8	12	8
	漁港改修	2	2	2	5	5	5	5	1	1	1	4	3	3	2	2	6	6	6
	漁港災害委託	6	8	6	1	1	1	1	1	1	1	15	21	15	15	15	6	6	6
	漁港村越	2		1								7	7	7	7	7	7	7	7
	町線	1		1								1	1	1	1	1	1	1	1
	課小計	34	31	33	68	116	68	19	25	19	35	43	35	1	1	157	215	156	156
	砂防	通常	4	6	4	8	12	8	6	11	6	13	13	11	29	11	42	77	42
特防					7	12	7	1	3	1	1	1				9	16	9	
砂防災害関連		3	2	3	5	13	5	1	1	1	1	1			5	13	5		
砂防災害					8	11	7	7	1	1	1	1			11	13	10	10	
砂防対策					1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	
課小計	7	8	7	29	48	28	7	14	7	14	20	14	11	29	68	119	67	67	
39年度～繰越 1件																			
39年度～繰越 1件																			

都市計画課	都市計画	4	3	4		5	5	5	10	10	9		19	18	18	39年度～繰越	1件				
合 計		98	71	97	157	218	154	92	101	92	113	122	112	66	71	66	526	583	521	39年度～繰越	5件

3 検査の執行について

土木工事検査規程及びこれに基づき土木工事検査要綱によれば、設計金額百万円以上の請負工事の中間検査、完成検査、事務検査等が当該の担当となっているが、

(1) 現地監査の結果よりして、土木出張所長が行なうこととなっている百万円未満の工事についても、一部抽出して検査課が検査を実施することができ得る途を開かれるよう検討を望む。

(2) 中間検査は、一回以上実施することを原則としているが、橋梁架換、舗装新設等において実施していないものがかかり見受けられるので励行されたい。

(3) 事務検査は、全然実施されていないが、努めて行なわれたい。

(4) 完成検査は、なるべく二人以上の検査員によつて実施し、公正を期するよう配慮されたい。

4 工事の手直し命令について

土木工事検査規程によれば、検査の結果その出来形が契約書、設計書等に違反し又は不完全と認められるときは、施行者に手直し命令書を発し手直しを命ずることになっているが、口頭等によつておこなわれているので、規程のとおり実施されたい。

5 各種土木工事の工期延長について

各種土木工事において工期の延長を承認しているものが多いが、その延

期理由の薄弱なものが見受けられる。工期の著しい延長は入札条件の変更にもつながる問題ともなるので、経費の効率的使用の見地からはもとより、入札の公平の面からして、工期の延長承認にあつては慎重を期すべきであり、これらの点についての観察についてはさらに配慮すべきである。

砂 防 課

昭和39年10月28日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

1 収入、支出の状況について

(1) 収 入

区 分	予算現額	本課調定額	収入済額	収入未済額	摘要
国庫補助金	191,200,000	191,200,000	191,200,000	0	
水利使用料	16,253,000	16,252,800	16,252,800	0	
土木費手数料	200,000	0	0	0	
債	33,000,000	33,000,000	33,000,000	0	
計	240,653,000	240,452,800	240,452,800	0	

(2) 支出

区分	予算現額	当課支出額	不用額	摘要
(項) 砂防費	276,524,770 円	276,233,158 円	291,612 円	
” 雑支出	6,047	6,047	0	
計	276,530,817	276,239,205	291,612	

2 砂防維持修繕事業について

小規模砂防設備10ヶ年計画に基づき、昭和35年度を初年度とし実施しているが、計画総額8,900万円、156箇所に対し、その実績は次表のとおり

年度別	計画額	箇所数	実施額	摘要
3	1,800,000 円	11	1,841,814 円	
5	2,000,000	6	1,998,000	
3	2,500,000	5	2,476,432	
7	4,450,000	9	4,519,384	
3				
8				
計	10,750,000	31	10,835,630	

で、38年度までの計画に対する進捗率は12.1%で、箇所別に見ると19.9%にすぎない実状である。

3 主な業務実績の状況について

事業名	種別	箇所数	金額	備考
砂防事業	堰堤工事 床固工事 疏路工事	7カ所 6カ所 29カ所	千円 212,124	貯耕兼かんがい 地かんがい 造安面保保保 量成定積護護護 45,184㎡ 95ha 37,0ha 855ha 840㎡ 4,900m 16橋 7,506KWH
地すべり対策事業	ボーリング排水工	11本	3,118	地下水無害誘導により地すべり防止の効果をあげている。
36年特殊緊急砂防事業	堰堤工事	9カ所	50,904	かんがい保保保 積護護護 154ha 261戸 15,300m 500KWH
36年砂防災害関連事業	流路工事	2カ川	4,242	かんがい保 積護 13ha 8戸 85戸

直轄砂防事業費負担金	堰	堤	工	1カ所	(91,923) 15,541	直轄砂防 費沢多目	10,299千円 5,242千円
砂防維持修繕(単独)	修 小 規 流 床	模 路 固	新 設 工 工	33カ所 2カ所 7カ所	8,065	定積積護護護 造安面保保保保 地地地地地地 耕耕耕耕耕耕 かんかんかんかん 人人家路梁梁梁梁 道道道道道道 橋橋橋橋橋橋 港港港港港港	3ha 13ha 155ha 15ha 1,000m ² 7橋 1港
						護 梁 道 橋	6,000m ² 8橋

(注) 直轄事業の()は総事業費を示す。

管 理 課

昭和39年10月29日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 野 谷 善 賢
同 小 坂 谷 善 高

1 収入、支出の状況について

(1) 収 入

区 分	予算現額	本課調定額	収入済額	収入未済額	要 摘
国庫負担金	359,826,000	359,796,000	359,796,000	0	
土木費手数料	7,113,000	7,197,601	7,197,601	0	
土木費委託金	210,000	182,000	182,000	0	
起 債	76,000,000	76,000,000	76,000,000	0	
そ の 他	7,519,000	(31,035)	22,550,485	31,035	()は前年 度以前繰分
計	430,668,000	445,757,119	445,726,084	31,035	

(2) 支 出

区 分	予算現額	当課支出額	不付額	要 摘
(項) 災害復旧費	390,652,362	390,448,781	203,581	
" 土木諸費	98,985,366	98,198,596	786,770	
" 員職員費	220,000	220,000	0	
" 雑支出	508,479	508,479	0	
" 災害復旧費	7,365,001	7,360,673	4,328	37年度より繰分
計	497,731,208	496,736,529	994,679	

(3) 県土木工設計監督委託条例により、市町村が行なう災害復旧事業の設計及び監督を県が委託していたが、その支出済額は2,513,388円で、支出に対応した財源(市町村災害復旧工設計監督手数料)の受入状況をみると、数回の設計変更が行なわれる関係上、最終設計額によつて工事完成後に設計委託手数料と監督委託手数料を同時に調定し

ているため、いきおい、出納整理期間にこれを収納することとなり、この間の経費は果費の一時立替によつて賄われている。委託条例に基づき、設計手数料は当初の設計終了後に、監督手数料は工事竣功後にそれぞれ区分し、機を失することなく徴収し、設計変更のあつた設計手数料については、最終設計額により精算するようにされたい。

2 登記事務について

用地管理費の支出済額は2,089,621円で、用地並びに登記事務の処理、陸道、陸川敷等不利用物件の処分を行なつていゝる。登記事務については登記事務処理5ヶ年計画を策定しその推進にためていゝるが、38年度末の要登記件数は10,709件(鳥取987件、郡家3,172件、倉吉3,008件、米子2,323件、根雨1,219件)におよんでいるほか、なお、過年度分で不明のものゝが相当件数見込まれていゝるので、さらに登記事務の促進に工夫されたい。

3 閣議決定について

閣議決定された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」並びに「建設省損失補償基準」に基づき「鳥取県土木用地事務取扱要領」を制定し、用地取得及び損失補償事務の効率化を期するよう努めていたが、補償算定の細目基準が未制定であるので検討善処されたい。

また、同要領156条によれば交渉日誌を作成し交渉経過を記録することになつていゝるが実行されていゝないのゝで実施されたい。

なお、用地取得台帳は不備であるので常時手入をして整備しおかれたい。

4 財産管理について

出先機関における財産管理について、明確を欠くものがある。本庁より建物の引き継ぎがなされていゝるのに、財産台帳副本に記載されていゝないもの、借用にかゝる物件の使用貸借契約のないもの、貸付建設機械で借入書を徴していゝないもの等が見受けられたので、管理に慎重を期されたい。

5 土木出張所職員について
土木出張所職員の日額旅費の支出内容をみると、月額旅費的な支出となつていたが実際の職務活動に合致した支給をするようにされたい。

6 土木部職員について
土木部職員のうち果開発公社に辞令を用いゝないで、長期派遣してゝるものがあるが、職務等の点に問題があるので検討されたい。

7 米子土木出張所内について
米子土木出張所内に築港駐在所を併設してゝるが、駐在の意義に乏しいので、統合することにつき、他の駐在所ともあわせ検討されたい。

8 旧郡家土木出張所建物について
38年7月に旧郡家土木出張所建物(本館、別館、車庫等171.74坪)を地元町に20,347円で売却処分してゝいたが、その契約内容をみると、「敷地の契約解除の場合は県と土地所有者の双方が協議のうゝえ原形復旧して所有者に返還することになつてゝるが、この土地所有者に対する契約履行の件も町の責任において処理することを前提として20,346円で町に譲渡する。」となつており、県有財産(建物)が原形復旧費支払の手段として使用されたこととなり、地方財政法第8条の規定(改正前)に照らし適当とは認められゝない。

9 歳出科目更正の状況について
なお、譲渡価額算出基礎の記録も見当らゝない。財産処分にかゝつては事務処理に慎重を期されたい。

10 歳出科目更正の状況について
なお、譲渡価額算出基礎の記録も見当らゝない。財産処分にかゝつては事務処理に慎重を期されたい。

歳出科目更生の状況は決算審査意見書で述べたところであるが、予算整理の手段として利用されているものもあるので、このことのないよう予算の計画的執行になお配慮されたい。

10 県土木協会について

県土木協会に対し負担金53万円を支出しているが、鳥取県補助金等交付規則に定める収支予算書、事業計画書、実績報告書等の提出がなく検査も実施されていない。

11 補助金等交付規則について

同補助金等交付規則第9条に「部長は、補助金等の交付台帳を備え付けその所掌の補助金等の交付の決定があつたときは、そのつど、決定の内容をこれに登記するとともに、総務部長に通知しなければならない。」とあるが、台帳の整備等もなく、通知もなされていない。

12 上記2件について

上記2件は他の部局についても該当する事例が極めて多い。これは同規則の規定中に実際に則しない点があるためと考えられるので、規則の改善につき検討されるよう望む。

13 単車の使用について

出先機関における単車の使用に当つては使用簿を作成し、保管管理の万全を期されたい。

14 物品の購入、出納、保管の状況について

当年度実施した出先機関の監査の結果から見ると、下記のように不充分的点があるので、これらの事務処理には一層配慮されたい。

ア 購入向のないもの、事後向となっているもの、競争入札に附していないもの、見積書が不足しているもの、契約締結を必要とするもので

未締結のもの、締結はしているが契約内容が不備のもの、単価契約をすることが適当と思われるもの、見積よりも高く購入する等不経済な購入をしているもの、検収が不充分と認められるもの等がある。なお、購入事務が年度末に集中し、なかには年度内に納品されていないものがある。

イ 物品出納簿等関係諸帳簿の記帳整理が不充分のもの、帳簿と現品が不適合のもの、寄附物品の受納手続きをしていないもの、貸借契約を締結しないで貸出しているもの等がある。

ウ 不用品を処分しないで長期にわたり保管しているものがある。なお不用品の処分に当り、会計規則に定める公告をしないで、入札を行なつていたもの、及び予定価格の設定額に検討の余地があるものがある。

15 主な業務実績の状況について

(1) 昭和38年度公共土木施設災害復旧事業実施状況調

区分	実施状況 全 面 体 額	37年度以前 実 施 率		38年度実施 率		残 業 備 考	
		千円 実 額	%	千円 施 行 額	%	千円 額	%
34年 発生災害 復旧事業	40,683	34,577	85.0	6,106	15.0	—	—
36年 "	1,195,865	734,307	61.4	310,289	25.9	151,269	12.7
37年 "	67,254	12,665	18.8	26,645	39.6	27,944	41.6
38年 "	291,615	3,886	1.3	90,461	31.0	197,268	67.7
国直轄災害	(176,067)	(144,679)	69.7	(31,388)	50.3	—	—
合 計	1,630,007	809,537	49.7	443,989	27.2	376,481	23.1

(注)左の()は総事業費を示す。

(2) 公共用地先行取得

区分	件数	面積	金額			備考	
			用地費	補償費	その他		
道路改良事業	1	m ²	千円	千円	千円	岡山、松江線	
河川改良事業	1	6,953	3,600	376	3,976		米子、皆生温泉線
都市計画事業	1	183	2,521	3,280	277	米子、皆生温泉線	
計	3	7,136	1,045	28,604	3,240		
			3,566	32,484	3,893	39,943	

河 港 課 昭和39年10月29日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 小 谷 善 高

1 収入、支出の状況について

(1) 収入

区分	予算現額	本課調定額	収入済額	収入未済額	備考
国庫補助金	235,925,000	235,760,000	235,760,000	0	
土木費員担金	42,655,000	42,655,145	42,306,145	350,000	
土木費委託金	243,000	222,000	222,000	0	
船舶使用料	8,610,000	7,085,988	7,085,988	0	
土木費手数料	678,000	865,248	865,248	0	
債	90,000,000	90,000,000	90,000,000	0	
起	12,505,000	(50,608)	13,437,534	54,493	()は前年
その他	390,616,000	13,492,027	389,676,915	404,493	度以前繰越分
計		390,081,408			

(2) 支出

区分	予算現額	当課支出額	不用額
(項) 河川費	387,860,667	387,060,285	800,382
港灣費	181,201,909	180,480,596	721,313
雑支出	937,790	937,790	0
繰出金	8,676,000	7,667,041	1,008,959
計	578,676,366	576,145,712	2,530,654

(3) 県有船舶の貸付けに当つては、県有船舶使用料条例第2条に「使用料の額は、別表に定める実働1時間当り使用料の額に使用期間中における実働時間数を乗じて得た額とする」と規定してあるが、各船舶1時間当りのしゆんせつ能力を基礎とし、該当工事設計書のしゆんせつ数量により逆算して実働時間数を算出し、料金計算していただくことは適当でない。実働時間を確認することは考究を要するほか、か働日誌の記載方式についても検討すべきである。

(4) 河床堤防維持修繕費より補助金48万円を鳥取県河川産物採取協会連合会に対し支出し、同連合会はそのうち43万円を傘下の東部地区河川産物採取協会等4団体に交付していたが、補助対象事業として県が認められた申請書記載の事業内容は項目の羅列のみで具体的事業計画がなく、かつ、連合会と傘下団体との事業区分も明らかでない。補助対象は明確にすべきである。

なお、同費目より河川取締非常勤職員2名分にかかる報酬190,000円を支出して、河川産物の不当採取並びに堤防物揚場の不法占用等の取り締まりに当たらせているが、さらに、兼務任命にかかる河川管理員と

の運びを密にさせて、これら取締りの強化、河川取締規則第10条並
 びに第14条の履行方の指導、河川産物採取量確認の推進方についても
 協力するよう配意されたい。

(5) 河川法第14条に規定する河川台帳の作成については、年次計画を策
 定して整備することに努め、河川の管理上その対象を明確にしてお
 べきである。

(6) 因伯丸修繕工事を499,000円で発注していたが、取替によって生じ
 た不用品の処分の決定、その他の手続きに慎重を期すべきものが見受
 けられたので配意の要がある。

(7) 河川災害防除事業負担金(岸本町分) 350,000円が未収となってい
 たが、これは出納締切日に県支金庫に払込んだため、県金庫は39年度
 収入として整理されたものである。負担金は早期に収納させるよう努
 力されたい。

2 契約について

(1) 港湾船舶維持修繕費工事請負費338万円で鋼土運船建造工事を契約
 していたが、このような特殊物件の検収は、専門家に検査を委嘱する
 ことが適当と考えられるので、検討されたい。

(2) 県有船舶用備品の購入(201,940円)に当り、契約書を締結しない
 で請書により行なっていたが適当でない。

(3) 河川災害助成事業に関連する市町村事業農業用施設工事を受託して
 いたが、当初契約に基づく工事完成期日を経過した後、契約変更を行
 なっていたことは適当でない。事務処理は慎重を期されたい。

3 財産管理について

(1) 県有財産米子港埋立地に食鶏組合、養豚業者等12業者が無断で建物

を建て不法占有している。これが取締の強化につき善処されたい。

4 主な業務実績の状況について

(1) 河 川

事 業 名	河川数	施 工 延 長	事 業 費	金 額
		m	千円	千円
中小河川改修事業	8	3,377.4	99,198	167,912
小規模河川改修事業	7	1,947.9	77,438	
河川局部改良事業	11	2,068.9	32,697	31,084
特別失業対策河川事業	7	(一般公共事業) (に含む)	17,546	16,493
34年河川災害助成事業	2	1,973.7	64,198	61,100
36年河川等災害関連事業	5	1,452.3	22,440	21,296
36年河川災害助成事業	2	3,878.8	34,706	32,936
38年河川等災害関連事業	3	401.0	10,679	10,135
計	45	15,100.0	338,902	340,936
直轄河川事業	3		(436,078) 78,751	78,751
合 計	48	15,100.0	437,453	419,707

(注) 1. 改修延長には災害合併分を含んでいる。

2. 直轄事業の()は総事業費を示す。

(2) 海 岸

事 業 名	海岸数	施 工 延 長	事 業 費	金 額
		m	千円	千円
海岸堤防修築事業	2	753	26,998	25,867
直轄海岸保全事業	1		(90,346) 34,323	34,323
計	3	753	61,321	60,190

(注) 直轄事業の()は総事業費を示す。

(3) 県有船舶鋼土運船1隻新造5,380千円及び修繕料4隻1,535千円

(4) 重要港湾筑港の整備 港湾改修事業 70,000千円

高潮対策事業 17,000千円

計 87,000千円

直 轄 事 業 (200,000) 76,657千円

合 計 163,657千円

(注) 直轄事業の()は総事業費を示す。

(5) 地方港湾の整備 改 修 58,000千円

海 岸 保 全 29,199千円

合 計 87,199千円

道 路 課 昭和39年10月30日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 小 谷 善 高

1 収入、支出の状況について

(1) 収 入

区 分	予算現額	本課調定額	収入済額	収 入 額	摘 要
国庫補助金	631,635,000	624,635,000	624,635,000	0	
土木費負担金	100,572,000	100,930,598	98,940,949	1,989,649	
土木費手数料	188,000	187,560	187,560	0	
起 債	25,000,000	25,000,000	25,000,000	0	
そ の 他	8,603,000	(1,408,812)	26,200,174	1,158,812	()は前年度以前繰越分
計	765,998,000	778,112,144	774,963,683	3,148,461	

(2) 支 出

区 分	予算現額	当課支出額	不 用 額	摘 要
(項) 道路橋架費	1,024,456,731	(10,500,000)	1,567,425	()は39年度繰越分
” ”	1,896,020	1,895,256	764	37年度より繰越
” 雑支出	1,765,489	1,765,489	0	
計	1,028,098,240	1,026,530,051	1,568,189	

(3) 舗装道改修事業費負担金で1,002,500円未収となっている。これは舗装道改修事業等にかかる市町村負担金を38年11月15日に内示し、39年5月20日にいたりようやく負担金の額を決定したことも一因であるので、負担金は明期に決定し年度内に収納するよう配慮すべきである。なお、未収にかかるものうち、米子市負担金(497,500円)については、地元負担承諾書の提出がないので、注意の要がある。

(4) 県土木工事設計監督委託条例に基づき、船岡町より道路工事の設計、監督を県が受託していたが、設計委託手数料と監督委託手数料(合計額102,560円)を工事完了後に一括調定していたことは適当でない。

条例に基づき設計後並びに竣功後にそれぞれ区分し徴収すべきである。

(5) 鳥取土木出張所で昭和36年以前の道路占用料(クーケーブ)890,690円を時刻到来により不納欠損処分していたが、これら占用を許可したもののほか、木造クーケーブ等不許可工物が道路等を不法に占用しているものがある。道路占用料等の徴収と関連して不当であるので適切な措置を講ぜられたい。

(6) 道路橋梁改修事業費の支出済額は396,099,470円で、前年度に比較し51,992,507円増額しているが、道路延長1,720kmのうち、39年3月末日現在における改良率は33.9%、舗装率は13.4%であり、橋梁2,075橋のうち永久橋は1,077橋で、永久化率は68.2%(延長による率)となつていのはか自動車交通不能箇所延長は169kmもあるのでさらにこれ等の整備促進に努められたい。

(7) 単県工事箇所決定状況をみると、年度当初に希望箇所表を徴しているにもかかわらず決定が遅れ、大部分は第4.4半期に至つて発注されており、年度内に完成しない工事も少なくない。工事箇所の決定とこれに基づき経費算定事務は早期に行ない計画的に施行するよう配慮すべきである。とくに、道路橋梁改修事業費は原材料費より工事請負費へ3,019,280円流用していることからして、上記の点は特に留意されたい。

なお、年度内に完成する見込のない工事は、繰越手続をとられたい。
(8) 道路台帳整備費85万円で、一級国道全線、二級国道82kmの交付税用道路台帳を作成していたが、道路法第28条並びに同法施行規則第4条の2の規定に基づき道路台帳を年次計画を策定して整備することと努められたい。

2 契約について

(1) 出先機関において道路橋梁改修事業費施設費3,679,000円をもつて、ダンプトラック2台を購入するに当り、数車種の見積書を徴して性能比較表を作成していたが、メーカーを異にするにもかかわらず見積額の最低のものより順次にトヨタ並びにニッサン車を購入していたことは適当でない。性能比較表を活用して、購入すべき車種を決定するか、あるいは一定限度以上の性能条件を先ずものの見積のうち最低のものとして契約する等、事務の取扱いに留意されたい。

3 主な業務実績の状況について

区分	事業名	箇所数	延長又は取人員	金額
公共事業費	道路改良	20 (1)	8,734.6m 24橋	278,584 千円
	道路橋梁補修	24		246,112
	道路舗装	77	16,935.6m 427.0m	239,348
	道路橋梁改修	34	15,282.6m ²	190,392
	特別災害対策積雪寒冷対策	(2) (17) 13	5,441人 4,662m 5台	14,000 73,584
計		(20) (90)	1,042,020	
単県工事	道路橋梁改良	73 28	14,008.5m 28橋	73,376 34,400
	道路橋梁新築維持修繕(人件費含む)	30	13,851.2m	75,250
直轄	改築維持	131		213,099 399,099
	改築維持			214,611 (2,077,678) 7,825 (15,649)

事業	修繕計				8,175 (16,350) 230,611 (2,109,677)
合	計				1,668,730

- (注) 1 箇所数欄の()は他の事業と重複しているものの再掲である。
 2 直轄事業欄の()は事業費総額を示す。
 3 金額欄の数字は人件費を加算したものである。

都市計画課 昭和39年10月30日監査

監査委員 浜田庄平
 同 中田玉平
 同 小谷善高

1 収入、支出の状況について

(1) 収入

区分	予算現額	本課調定額	収入済額	収入済額	摘要
	円	円	円	円	
国庫補助金	155,007,000	110,773,000	110,773,000	0	
土木費負担金	26,067,000	26,065,494	24,009,494	2,056,000	
土木費手数料	382,000	450,200	450,200	0	
その他	7,053,000	(401,038)	6,958,200	0	()は前年度以前繰越分 不納欠損額 401,038円
計	186,509,000	144,647,932	142,190,894	2,056,000	

(2) 支出

区分	予算現額	当課支出額	不用額	摘要
	円	円	円	
(項) 都市計画費	158,671,011	(53,351,000) 158,428,071	242,940	()39年度へ繰越分
” 土木諸費	199,180	164,261	34,919	
” 雑支出	34,984	34,984	0	
計	158,905,175	158,627,316	277,859	

- (3) 街路事業負担金(鳥取市分)2,056,000円が未収となっているので、早期に収納するよう努力されたい。

なお、街路事業施行に当り地元負担承諾書の提出がない。承諾書を徴して、歳入欠陥を防ぐ手段の一つにされたい。

- (4) 都市改造事業費地質試験雑工事委託料64万円を支出しているが、この工事は随意契約に付す理由の明記がないまま随意契約していた。また、契約に当り、予定価格を設定しないので2業者より見積書を徴しているが、ボーリング箇所数の明示がないため、1箇所として見積つたもの、2箇所として見積つたものがあり、結果的には2箇所を見積つた最低業者と5箇所分のボーリング工事を随意契約していたが、適当でない。見積指示に慎重を期し、予算の効率的執行を図るべきである。

- (5) 屋外広告物取締費175,081円を支出しているが、屋外広告物掲出物件の実態調査の段階であった。客体を捕捉することが先決であるので、屋外広告物台帳を整備する等その万全を期されたい。
 なお、屋外広告物条例第6条の規定に基づき許可番号、許可期間並び

に管理人の住所氏名の表示の履行指導に配慮の要がある。
また、同条例第8条の規定に基づき違反等に対しては、すみやかに適
応した措置することにつき考慮されたい。

3 主な業務実績の状況について

事業名	種別	箇所	数	金額
街路事業	道路改良	7路線	4,113.4m	(63,551) 145,965
	舗装新設	4路線	1,049.7m	
特別失業対策街路事業	舗装新設	2路線	291.4m	8,086
	計	12路線	5,454.5m	(63,551) 154,049

建築課 昭和39年10月31日監査

調査委員 浜田庄二
同 中野坂玉平
同 野坂浩賢
同 小谷善高

1 収入、支出の状況について

(1) 収入

区分	予算現額	本課調定額	収入済額	収入済額	摘要
国庫補助金	28,665,000	26,499,000	26,499,000	0	
家屋貸付料	9,893,000	9,519,357	9,591,173	128,184	
土木費手数料	2,854,000	4,421,900	4,421,900	0	
土木費委託金	103,000	103,000	103,000	0	
起債	15,000,000	15,000,000	15,000,000	0	
その他	383,000	(588,347) 7,838,527	7,507,060	328,335	()は前年度以前繰越分不納欠損額3,132円
計	56,898,000	63,381,784	62,922,133	456,519	

(2) 支出

区分	予算現額	本課支出額	不用額	摘要
(項) 建築費	65,680,313	(4,332,000) 65,129,021	551,292	()は39年度へ繰越分
” ”	4,050,000	4,050,000	0	37年度より繰越分
” 土木諸費	99,000	87,020	11,980	
” 雑支出	4,000	4,000	0	
計	69,833,313	69,270,041	563,272	

(3) 収入済額のうちには調定外課納114円が含まれている。これは県営住宅貸付料の計算を誤って納付したものを収納したことによるものであり、早期に返還手続きを執られたい。

(4) 収入未済にかかるとる屋貸付料現年度分 198,102円の早期収納整理並びに過年度分未収金460,366円の収納確保につき配慮の要がある。

(5) 宅地建物取引業法に基づき宅地建家取引業登録手数料並びに宅地建

物取引員受験手数料の歳出科目から振替支払する売さばき手数料相当額(3%)の38年4月分の一部が未払となっていた。事務処理に配慮された。

2 県営住宅維持管理事業について

(1) 県営住宅管理条例第19条の規定に基づき、県営住宅に入居してから引続き3年を経過したのについて、毎年1回収入基準をこえているかどうかを収入に関する報告書等により決定し、38年度から超過した者より割増賃料を納付させることとなつたが、事務処理が遅れたため、ようやく38年11月5日から徴収していた。これは、主として収入報告書の提出が遅れたためであるが、要提出者634戸のうち、なお145戸が未提出となつていたので報告書の提出励行と早期決定については充分努力されたい。
なお未提出者で収入基準を超過していると思われる者は31名に達している。

(2) 県営住宅入居者台帳は常に整備を厳にし、住宅の運営管理に万全を期されたい。県営住宅維持管理費のうち、管理人45名に対する報酬は178,642円であるが、月額支給すべきであるのにそのほとんどを一括して39年4月30日に支出していたのは適当でない。上記とも関連して検討善処されたい。

(3) 住宅敷金の還付手続並びに未納家賃等への充当手続に検討を要するものがある。

3 一部の学校營繕事業については、その職務(請負業者の指名、工事の入札、設計書の作成、工事の監督、完成検査)を教育委員会に執行させているが、事務分掌に関する規定に反するとともに、責任の所在の点から

しても適当でない。地方自治法第180条の2の規定に定める手続を履行する等責任の所在を明確にされたい。

なお、高等学校整備事業等工事の施行に当り、現場監督記録並びに材料検収記録がなされていないものがあつたので、整備の要がある。

4 主な業務実績の状況について

事業名	種別	数	量	金額	備考
公営住宅建設事業	住宅建設	64戸	(4,332)	千円	鳥取市内 倉吉市内 米子市内 34戸 14戸 16戸
	宅地造成	8,477㎡	45,074		
計	用地取得	10,316㎡	6,310		(4,332) 54,715
	建物建築	倉庫新設	66戸外	4,360	
県営住宅維持管理	用地取得	1,307㎡	513		4,873

建築工事の設計監督(上記表を除く)

一般	営	總	件数	金額
県立高等学校整備事業	96件	206件	1,118,758千円	
県営住宅敷地購入	(東浜、八幡垣地)	6,310千円		
県営住宅環境整備	(八幡、湖山、福原、鳥取市丸山米子市、花町団地)	49,696千円		

秘 書 調 査 課

昭和39年10月8日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 野 坂 浩 賢

収入、支出の状況について (39年5月30日現在、以下各課とも同じ)

(1) 収 入

区 分	予算現額	当 課 調 定 額	収入済額	収 入 未 済 額	備 考
国庫支出金	128,000	128,000	128,000	0	
雑 収 入	0	172,000	172,000	0	過年度返納金 (退職手当)
計	128,000	300,000	300,000	0	

(2) 支 出

区 分	予算現額	当課支出額	不 用 額	備 考
(項) 教育委員会費	4,251,000	4,104,499	146,501	
(ハ) 教育諸費	3,910,000	3,830,213	79,787	
計	8,161,000	7,934,712	226,288	

2 教育委員会費について

科学技術研究奨励補助金として120件に対し、100万円交付していたが、実績報告書の提出が遅延し、39年5月30日付で交付決定に係る補助金の額を確定し、39年7月9日確定通知をしていた。早期に補助金の額を確定するように努められたい。

なお、この補助金は一件当りの金額が零細であることに加え、報償的な性格もあるので報償費として取り扱い、煩きな補助金等交付規則の適用外とすることにつき検討されたい。

3 小学校費並びに中学校費について

(1) 退職手当の歳出所属年度区分で次のとおり誤っているものがあるので、退職事実の生じた時の属する年度とするようその区分を厳にされたい。

ア 37年度に支出すべきものを38年度に支出したものの。

小 学 校	67人	188,441,845円
中 学 校	11人	24,240,729円
高 等 学 校	16人	17,869,300円
盲ろう学校	1人	3,436,052円
計	95人	233,987,924円

イ 38年度に支出すべきものを39年度に支払繰延べしたものの。

小 学 校	58人	153,809,610円
中 学 校	12人	15,296,670円
高 等 学 校	16人	32,206,465円
計	86人	210,312,745円

昭和39年10月9日監査

監査委員 浜田 田庄 二平 賢高
 同 中野 玉浩 善
 同 小坂 谷善 高

1 収入、支出の状況について

(1) 収入

区分	予算現額 円	当課調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	摘要
国庫支出金	25,395,000	22,165,586	22,165,586	0	
使用料及び手数料	4,655,000	4,406,400	4,406,400	0	
雑収入	71,000	28,200	28,200	0	
計	30,121,000	26,600,186	26,600,186	0	育英奨学貸付金返還金

(2) 支出

区分	予算現額 円	当課支出済額 円	不用額 円	摘要
(項) 高等学校費	109,366,516	95,731,561	13,634,955	
" 盲ろう学校費	11,591,125	7,743,536	3,847,589	
" 県立養護学校費	1,076,187	848,989	227,198	
" 教育委員会費	150,000	150,000	0	
" 教育諸費	2,611,000	2,539,629	71,371	
" 高校教育振興費	20,331,694	18,149,331	2,182,363	
計	145,126,522	125,163,046	19,963,476	

2 高校教育振興費について

(1) 県育英奨学事業貸付金の支出済額は12,276,000円で予算額に対し1,644,000円の不執行額を生じている。これは、鳥取県育英奨学資金貸与規則第9条の規定に基づき奨学資金の取止め、及び辞退があつたにもかかわらず、同規則第15条の規定による届出が遅延したため、貸付人員に欠員を生じながらその補充がなされず、不補充のまま推移した結果によるものであるので、届出を勵行させる等欠員を早期には覆して、予算を効率的に執行するようにされたい。

(2) 同貸与規則に基づき貸付金の事務処理に当り、下記のとおり検討留意すべき点が見受けられたので配意の要がある。

ア 貸与規則第7条に定める領収証を提出していないもの、領収印の捺印済のもの、同10条に定める借用証書の不備なもの。

イ 住所の変更等奨学生に関する届出が不履行がちな現状に鑑み、毎月提出される領収証の裏面を通信欄に利用すること。

3 盲ろう学校費及び養護学校費について

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律に基づき就学奨励費を児童生徒に支給していたが、国の交付決定遅延に起因して県の関係学校への概算交付が年度後期(38年10月11日)になつていた。このため、教科用図書購入費、学校給食費、通学交通費等を保護者が一時立替えしなればならない実状であるので、単県分及び補助対象額に對する県費持分相当額を早期に概算交付することにつき検討されたい。

社 会 教 育 課

昭和39年10月8日 監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 野 坂 浩 賢

1 収入、支出の状況について

(1) 収 入

区 分	予算現額 円	当 定 額 円	収入済額 円	収 出 未 済 額 円	摘 要
国庫支出金	1,299,000	1,179,000	1,179,000	0	
使用料及び 手数料	962,000	745,459	745,459	0	
寄 附 金	200,000	100,000	100,000	0	
雑 収 入	700,000	1,027,000	1,027,000	0	青年の家取付道路使用 227,000円 県庁聴覚映画600,000円 購入 鳥取図書館夜間開館使 100,000円
計	3,161,000	3,051,459	3,051,459	0	

(2) 支 出

区 分	予算現額 円	当 課 支 出 額 円	不 用 額 円	摘 要
(項) 社会教育費	17,219,000	16,552,316	666,684	
” 図書館費	142,257	1,257	141,000	
” 博物館費	11,000	0	11,000	
計	17,372,257	16,555,573	818,684	

2 図書館費について

(1) 支出済額は8,195,485円で、前年度に比較し314,521円増加している

が、基本図書の新入費さえも少なく、鳥取、米子両本館とも設備蔵書等はなお、不十分である。さらに分館(八頭、気高、倉吉、境港、日野)は内容的にも極めて貧弱で、県立図書館としての機能を發揮するところまでに至っていない。一面市町村分交付税には図書館経費も算入されているので、市町村立図書館の設置乃至は公民館活動の助長ともあわせ、図書館を整理統合することにつき検討されるよう望む。

(2) 鳥取図書館附属建物の一部(13坪)を食堂経営させる目的をもって私人に使用させるに当り、39年1月18日賃貸借契約を締結していたが、行政財産は行政処分により使用を許可すべきである。なお、使用料を収入証紙により収納していたが適当でない。

(3) 鳥取図書館講堂の利用率は低調である。講堂内部が荒廃していることもこの一因であると考えられるので整備につき検討されたい。

3 社会教育費について

(1) 県指定文化財民族資料保存庫(御古館)建設工事に対し補助金50万円を支出していたが、同工事の大部分は過年度に施行されたものである。県補助金等交付規則によれば、補助金の交付に当っては、事業着手前申請が建前であると考えられるので善処されたい。

(2) 青年の家取付道路352m(915.7坪)を3,740,000円で施行したが、地上権の設定手続きが未完了である。善処されたい。

4 図書の亡失き損防止について

図書の亡失は、閲覧者の利便のため開架方式によつて起因しているが、亡失図書はそのほとんどが曝書期に発見されている実状である。曝書期以外においても適時現有図書数を確認するとともに、亡失を発見したときは時期を失することなく会計規則に規定する事故報告をす

るよう指導されたい。

5 視聴覚教材(映画フィルム)の貸出しについて
次の点留意されたい。

- (1) 貸与規程を制定し貸付条件等その内容を明確にすること。
- (2) 貸与にかかる物品については、適時帳簿と照合しその実態を常に
あくしておくこと。
- (3) 貸与簿には、貸出月日、返還月日を記入すること。
- (4) 長期間貸与のものは借入書を徴しているが、借用期間の明示がない
ので明記されたい。

教 職 員 課 昭和39年10月9日監査

監査委員 浜 田 庄 平
同 中 野 玉 賢
同 野 坂 浩
同 小 谷 善 高

1 収入、支出の状況について

(1) 収 入

区 分	予 算 現 額	当 課 調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	摘 要
国 庫 支 出 金	1,585,952,000	1,533,868,008	1,533,868,008	0	
使用料及び手数料	260,000	272,200	272,200	0	
雑 収 入	0	8,247,282	8,196,794	50,488	収入未済額は主として小・中学校扶 養手当再認定による過年度返納金 29,172円 1件
計	1,586,212,000	1,542,387,490	1,542,337,002	50,488	未収金 21,316円 4件

(2) 支 出

区 分	予 算 現 額	当 期 支 出 済 額	不 用 額	摘 要
(項) 小 学 校 費	1,947,638,000	1,931,624,668	16,013,332	
” 中 学 校 費	1,152,831,000	1,132,433,509	20,397,491	
” 義 護 学 校 費	18,672,000	18,258,579	413,421	
” 義 務 教 育 振 興 費	7,926,000	7,171,224	754,776	
計	3,127,067,000	3,089,487,980	37,579,020	

(3) 教育費国庫負担金の未精算額は次のとおり多額にのぼり、県費立替
えとなっている。機会あるごとくに国に早期交付方陳情されたい。

小 学 校	5,161,093円	中 学 校	25,549,701円
盲ろう学校	752,778円	義 護 学 校	51,117円
恩給費負担金	207,675円		
計	31,722,364円		

2 小学校費並びに中学校費について

(1) 小学校費及び中学校費に充当した一般県費は、基準財政需要額をそれぞれ240,767,668円、102,312,509円超過し、前年度より63,900,157円48,530,427円の増加となり県財政への重圧となっている。検討を望む。

(2) 小学校費、吏員給より普通旅費へ2,584,186円、中学校費、吏員給より普通旅費へ1,689,400円それぞれ流用していたが検討の余地がある。

3 義務教育振興費について

教育研究団体 (21) に対する教育研究費補助金として150万円を支出するに当り、補助金交付決定通知書に基づき全額概算払いしていたが、補助事業者より実績報告書の提出がおくれ、決定に係る補助金の額の確定通知は39年5月28日付でなされていた。早期に額の確定をするよう配慮された。また、この補助事業の検査復命書がない。検査結果の復命により決定にかかる補助金の額の確定をすべくである。なお、予算の効率見地からしても研究団体の統合整理につき検討の余地がある。

4 その他

(1) 高等学校授業料の納期限内収納率は、全日制59%、定時制及び通信制26%、専攻科76%と低調であるので、納期内の収納確保につとめよう配慮の要がある。

(2) 卒業証明書等証明書の発行に当り、実費として料金を徴収し県に属さない収入としていた学校があつたが、関係手数料徴収条例の制定がないので、この扱いは適当でない。

(3) 高等学校費吏員給より普通旅費へ1,306,184円流用していたが、検

討の余地がある。

(4) 高等学校費需要費の支出済額は49,112,576円で、前年度に比較し2,306,981円増加している。支出済額のうち各高等学校に予算令達し執行された額は48,605,042円であるが、各学校においてはこの額を若干下廻る額を学校運営費としてPTTA等外かく団体に依存している実状であるので、父兄等の負担軽減措置につきなお配慮されたい。

(5) 高等学校費旅費支出済額中における赴任旅費の支給額は201,995円(14名分)で、正当額に対し279,348円減じて支給していた。また、支給対象者は相当数あるが、一部に限定して支給していたので人事の適正管理の面からも赴任旅費の予算措置をすることにつき、配慮の要がある。

体 育 保 健 課

昭和39年10月13日 監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 小 谷 善 高

1 収入、支出の状況について

(1) 収 入

区 分	予 算 現 額	当 期 調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	摘 要
国庫支出金	2,195,000	2,042,757	2,042,757	0	学校給食貸付金 償還金 貸付金 利子
寄 附 金	1,450,000	1,450,000	1,450,000	0	
雑 収 入	3,000,000	3,058,911	3,058,911	0	
計	6,645,000	6,551,668	6,551,668	0	

(2) 支出

区分	予算現額	当課支出済額	不用額	摘要
(項) 体育保健費	18,322,622	17,456,084	866,538	
計	18,322,622	17,456,084	866,538	

2 体育保健費について

(1) 水泳プール新設工事(鳥取工高)の施行に当り、300万円で購入契約を締結していたが、このほかPTA経費50万円をもつて総足工事が施行されていた。でき上った財産の管理を明確にするため、総足財源はすべて寄附採納により県に受け入れ、一括契約施行するようにしたい。

(2) 選手強化事業にかかる委託料80万円を38年7月2日に支出していたが、この時点においてこの事業の特定財源である県体育協会よりの教育費寄附金30万円は収入未済(39年5月27日収入済)となっていたので、財源確保後事業を執行するようにしたい。

(3) 寄附受納にかかる土地99坪(登記済)に県営艇庫(21坪)を新築していたが、民有地との境界が不明確となっていたので、標柱を建設し財産管理の明確を期すべきである。

3 教職員の健康診断について

教職員並びに事務職員に対する結核健康診断の実施については、前回の監査においても述べたところであるが、知事部局等の職員の年2回実施に比し1回のみで不均衡となつてゐる。なお、教職員の成人病多発の傾向にかんがみ、38年度新規管理対策事業として1,498名(40才以上)の教職員を対象として、血圧の測定を実施した結果、120名の要治療者

をみたので健康管理をさらに充実されたい。

4 学校給食費について

県下の夜間定時制高校で給食を実施している学校の給食実施運営状況を見ると、給食用として購入された小麦粉並びに脱脂粉乳の各月毎の残数量の学校当周受払簿と業者伝票に不適合を生じていたものが見受けられた。適時とくに年度末の時点における数量の帳簿と現品照合確認に配慮されたい。

管 理 課

昭和39年10月20日 監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 野 坂 浩 賢
同 小 谷 善 高

1 収入、支出の状況について

(1) 収入

区 分	予算現額	当課調定額	収入済額	収入未済額	摘要
国庫支出金	152,430,000	152,391,669	152,391,669	0	
寄附金	172,047,000	137,954,000	137,954,000	0	
財産収入	4,380,000	7,396,000	7,396,000	0	
雑収入	0	73,600	73,600	0	立木売却代
繰入金	6,700,000	6,700,000	6,700,000	0	入頭校前道路建設に伴う立木移転に伴う立木移転補助金収入
特別会計学校生徒奨励金	275,000	180,423	180,423	0	
特別会計県立特別会館立学校実習費	1,600,000	2,852,908	2,852,908	0	
計	337,432,000	307,548,600	307,548,600	0	

(2) 支 出

区 分	予算現額	当課支出額	不用額	摘要
(項) 教育委員会費	112,594,431 円	97,586,748 円	15,007,683 円	
" 教育諸費	330,000	323,374	6,626	
" 高等学校費	471,998	440,712	31,246	
" 盲ろう学校費	16,970	16,490	480	
" 県立養護学校費	90,323	0	90,323	
" 教育施設費	820,892,394	813,042,890	7,786,504	
" "	6,700,000	6,699,903	97	繰越分
特別会計学校生徒奨励費	275,000	0	275,000	
特別会計県立学校実習費	1,676,125	76,237	1,599,888	
計	942,984,201	918,186,354	24,797,847	

(3) 国庫支出金のうち下記補助金の収納に当り出納整理期間中に収納されたもので、収入遅延によつて県費立替えとなつていものがあつた。適期に国庫支出金を交付されるよう、国に知し機会あることに要請すべきである。

産業教育振興費補助金 35,511,400円
 県立学校建物整備補助金 26,451,600円

(4) 実習船(若鳥丸)建造費寄附金は、予算現額19,750,000円に対し収入済額は6,887,000円で12,863,000円の減収となり、産業教育振興費寄附金も12,979,000円の減収となつている。これらを予定財源とした事業は大体予定どおり執行されているので、減収額の確保について努力の要がある。

2 教育委員会費について

(1) 補助金等交付規則第9条に「部長は、補助金等の交付台帳を備え付け、その所掌の補助金等の交付の決定があつたときは、そのつど決定の内容をこれに登記するとともに総務部長に通知しなければならない。い。」と規定しているが、補助金等の交付台帳の設け付けがなく、また総務部長に通知もなされていないので規定を遵守するようにされたい。

3 教育施設費について

(1) 高等学校整備事業並びに教育施設事業にかかる工事請負費の支出済額は555,716,529円で、この財源の一部を県の財政事情もあつて地元負担を余儀なくしている。このほか工事の施行に当りPTA等によつて別途県工事に繰り足し施行しているものが相当数あるが、財産の管理、入札、契約等事務処理に不合理の面が生じているので、これら繰り足し工事費財源はすべて寄附採納によつて県費に受け入れ、県工事として一括契約執行し、管理の万全を期すべきである。

(2) 産業教育振興法並びに理科教育振興法に基づき114,811,650円の備品を購入しているが、購入契約のかけ担保条件に不備な点が見受けられる。

また、発注品のうちには高価で精密な機械器具が含まれており、これらの据付、操作並びに試験等には相当な技術を要するものがあるが、契約内容にはその特約がないので、これら予算の執行に当つては慎重を期されたい。なお、精密高価な備品の購入に当つては、機種ごとの性能比較表、選定理由書を作成し、決裁手続きをとるよう配慮されたい。

(3) 同法に基づく備品の発注は年度後期に集中されている関係上、備品の納入が遅延し当年度の実験実習等による教育効果が大きく減殺される原因となっているので、早期に発注するよう配慮されたい。

(4) 実習船建造(落札請負費9,690万円)にかかる入札に当り、再入札(2回)しても予定価格に達しないため入札を打ち切り、見積書を徴して随意契約をしていたが、他の建設工事は予定価格に達するまで再入札(2回以上)している実情であるので、入札の要領を検討すべきである。

(5) 実習船建造において工期を22日間延期承認していた。その理由書の内容をみると延期理由は薄弱で、受注業者の責に期することが妥当ではないかとも考えられる。受注者の責に期すべきときは契約に基づき遅延利息を徴することとなるので、工期の延期承認に当っては慎重を期されたい。

(6) 38年度における高等学校施設整備状況は、鳥取東高等学校は18校で、その支出済額は516,695,629円、前年度に比較し243,296,131円増加している。整備に当り地元負担を伴うが、小規模校及び全県一区域の如く地元負担能力の乏しい学校においては必然的に施設面で他との格差が見受けられる。県財政面からして困難な点もあろうが、地元負担軽減措置は今後に残された問題点であるので検討されたい。

4 財産の管理状況について

(1) 教育財産の管理について、なお不十分なものがある。とくに財産台帳副本の整備、登記簿謄本との照合確認、土地建物等使用貸借契約の未締結、PTA等によつて県工事に継ぎ足し施行した部分の寄附採納等未解決の問題点があるので、慎重にその促進を図られたい。

(2) 県有建物は登記することに規定されているが、実行されていない。とくに鳥取西高等学校のごとく借用地上にある建物は早急に登記手続きすることにつき検討すべきである。

(3) 特別会計学校生徒奨励資金は38年度限りで廃止され、関係予算は39年度より一般会計において運用されることとなったが、基本財産(株券、定期預金)は監査日現在従来通り放置されていた。事後措置を早くと終了されたい。

(4) 高等学校分収造林における地上権の設定促進につき努力されたい。

(5) 日野実業高等学校旧阿部緑分校果樹(りんご)園の土地の使用については、何等の契約もなされていないが、同分校の開鎖によつて果樹園の運用管理に支障を来たしている。これが存続の基本方針を農林部とも協議して明確にし、引き続き使用する場合には、土地所有者と契約を締結すべきである。

5 県立学校実習費について

(1) 県立学校実習特別会計事務取扱要領を定め、会計事務を行なつていくが、なお生産物の事故処理の方法等について明確を欠くものがあるので、会計規則の改正を契機に取扱要領を検討されたい。

(2) 農産、畜産等加工部門の生産物の処分には、私下げ価格の算出基礎を明らかにして価格評定手続を行なわれたい。

(3) 実習船運営費支出のうち外国での諸経費の支払要領について検討の余地がある。

(4) 実習船乗組員の食糧費は、船員法に基づき規定額を予算計上する必要がある。

鳥取県警察本部

昭和39年11月2日監査

1 収支の状況

(1) 当年度予算の執行状況は次表のとおりである。

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 小谷善高

歳入

区 分	区 別	予 算 現 額	調 定 額		収入 済 額	収 入 済 入 額	予 算 現 額 に 比 し 増 減
			前年度 以前 繰越額	現 年 度			
公企業財産収入		28,420,000	0	29,571,500	29,571,500	0	1,151,500
使用料及手数料		28,740,000	0	33,083,515	33,082,235	1,280	4,342,235
国庫支出金		55,217,000	0	48,253,000	48,253,000	0	6,964,000
寄附金		4,281,000	0	2,260,000	2,250,000	0	2,021,000
雑収入		1,020,000	0	1,500,743	1,500,743	0	480,743
計		117,678,000	0	114,668,758	114,667,478	1,280	3,010,522

歳出

区 分	項 目	予 算 額	各 階 へ 合 達 額	予 算 現 額	支 出 額		不 用 額
					支出 済 額	翌年度 繰越 額	
公安委員会費		15,131,000	1,967,828	13,163,172	13,136,353	0	26,819
警察職員費		614,188,000	369,074,068	245,113,932	238,809,474	0	6,304,458
警察行政費		170,655,000	27,825,012	142,829,988	132,057,946	0	10,772,042
計		799,974,000	398,866,908	401,107,092	384,003,773	0	17,103,319

(2) 経理出納その他事務について

ア 警察活動経費は本来警察行政費に計上すべきであるが、警察職員費と同行政費の両科目に計上されている。予算編成に当り検討されたい。

イ 警察車輛の事故による被災者に対する見舞金を増附金の科目で支出しているが、その内容からして賠償金及び償還金が適当である。なお、予備費の充用を行っているが、時間的に余裕があつたことからしてこのような場合、努めて追加更正予算により措置するようにされたい。

ウ その他各署の予算執行については、署の監査報告で述べたとおり本報で措置対策を講ずべき点も少くないので、これらについて検討善処されたい。

2 職員の状態について

(1) 昭和39年9月1日現在における各課の警察官及び一般職員の配置状況は次表のとおりである。

課別	警 察 官		一 般 職 員		計		備 考
	定 員	現 員	定 員	現 員	定 員	現 員	
秘書課	3	3	12	11	15	14	() は建築課兼務
会計課	2	2	16	(2) 16	18	(2) 18	
警務課	7	6	24	26	31	32	
警教課	5	5	5	4	10	9	
捜査課	22	22	6	6	28	28	
防犯課	9	(1) 10	8	8	17	(1) 18	() は休職者

鑑識課	4	5	16	15	20	20	() は休職者
警備課	25	(1) 25	6	(1) 7	31	(2) 32	
外勤課	8	8	2	2	10	10	
交通課	11	11	16	16	27	27	
機動隊	18	17	—	—	18	17	
警察学校	46	48	6	6	52	54	
計	160	(2) 162	117	(3) 117	277	(5) 279	() は休職者
各警察署	576	(11) 581	80	(1) 81	656	(12) 662	
総 計	736	(13) 743	197	(4) 198	933	(17) 941	

(2) 各警察署を含む全警察官の条約定員は736名であるが、このほかに休職者が12名あつたため、計748名を予算定員として認められている。

しかしながら39年9月1日現在において、新任者として教育中の見習生、警察大学校等への派遣生、休職者等が次表のとおり178名にも及んでおり、実働警察官は658名(要注意者88名を含む)で、87.96%の稼働率にしかたつていない。警察官1人当りの人口担当は、全国平均656名であるが、本県では158名上廻り814名となつている。

学 校	入 校	病 休	病 欠		気 計	欠 員	合 計			
			職 長	欠 要 注 意						
大学校	見習生	その他	計	計						
警 校	19	42	4	70	13	2	88	103	5	178

(3) 警察官のうち外勤警察官の配置状況は次表のとおりで、公安委員会規制定員257名に対し、現員は240名で17名の欠員を生じている。この不足は補勤により運営されている。

区分	定員	現員			外勤1人当り担当		
		署詰	派出所	駐在所	面積	世帯数	人口
岩井	9	1	人	人	㎡	世帯	人
鳥取	56	4	32	16	17.44	491	2,545
郡家	20		1	16	6.35	502	2,312
智頭	10	1		8	28.81	515	2,706
浜村	11		18	10	42.88	571	2,794
倉吉	39			19	15.50	554	2,745
八尾	14	1		13	16.34	565	2,518
米子	64		32	29	6.00	523	2,400
境港	12		8	4	1.74	657	2,707
溝口	10			8	33.07	505	2,562
坂	12	1		10	43.06	439	2,139
計	257	8	91	141	240	平均	平均
					14.47	平均	534
							2,495

(4) 警察関係諸業務については、既に各署の監査報告に於て述べたとおり、近年激増複雑化しており、また警察官の状況は前述したとおりであるうえ、年の中途において欠員を生じた場合においても、その職種の特長性からして補充が困難であることからして、少なくとも条例定員が常時実働人員であるよう、国に対して定員増加につき強く要請するとともに、県に於ても独自の方策を検討されるよう要望する。

3. 財産及び備品等について

(1) 鑑識器材の整備については、逐年整備されているが、なお器材の不足により外部に鑑定依頼をし、また外部の器材を借用して行っている

ものがある。

(2) 犯罪捜査は、じん速な初期捜査が重要であるので、器材設備の整備並びに専用機動力の充実につき、国に要請するとともに県費による対策についても検討されたい。

(2) 駐在所、派出所等の土地、建物及び警察官住宅並びに備品等の引継、管理、整備等については各署の監査報告で述べたとおりであるので、検討善処されたい。

企業局

昭和39年7月30日監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

一 電気事業

1 事業の概況

本事業は、昭和28年幡郷発電所の運転を開始してから11年目を迎え、現在4発電所の合計最大出力は18,680KWの発電能力となっている。昭和38年度における供給電力量は目標93,955MWHに対し実績95,280MWHと目標に対し101.4%の実績であった。これを料金の面で見ると、目標額313,148,720円に対し実績312,392,179円と目標に対し99.8%の実績であった。

なお、各発電所の状況は次のとおりである。

区分	電 力 量			料 金		
	目 標	実 績	率	目 標	実 績	率
幡旗発電所	MW/H 15,915	MW/H 18,254	% 114.7	円 41,208,000	円 43,432,760	% 105.4
小鹿	42,496	43,646	102.7	139,005,440	140,392,964	101.0
春米	35,544	33,380	93.9	132,935,280	128,566,455	96.7
計	93,955	95,280	101.4	313,148,720	312,392,179	99.8

また、日野川電源開発調査については前年度に引き続き調査を実施していた。

2 経営の状況

(1) 予算決算対照表

(A) 収益的収支の状況

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	
			増	不 用 額
収 入	円 316,236,000	円 319,081,237	円 2,845,237	
支 出	289,825,000	285,863,525	3,961,475	
差 引 残 額	26,411,000	33,217,712		

ア 収益的収入のうち、営業収入決算額は312,468,840円で、予算額に比し757,160円の減収となつていいる。これは春米発電所が雨量不足により目標額に達しなかつたためである。営業外収益は決算額6,612,397円で、予算額に比し3,602,397円の増収となつていいる。これは資金の効率的運用による受取利息の増である。

イ 収益的支出のうち、営業費用決算額は132,687,345円で、予算

額に比し3,519,655円、営業外費用は決算額153,176,180円で予算額に比し241,820円、それぞれ不用額を生じていいる。これら不用額のうち営業費用分については、前期における減価償却費の償却率誤算のための精算、その他経費節減によるものであり、営業外費用分については、資金計画が良好であつたことにより不用となつた一時借入金の利子等である。

(B) 資本的収支の状況

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	
			増	不 用 額
収 入	円 15,606,000	円 15,725,420	円 119,420	
支 出	124,253,000	124,026,422	226,578	
差 引 不 足 額	108,647,000	108,301,002		

ア 資本的収入のうち主なものは企業債15,600,000円で、これは昭和30年度公募債として山陰合同銀行から借入れたものを昭和38年5月31日に借換えしたものである。決算額の予算額に対する増は、固定資産(自動車2台、公舎残材)の売却代金である。

イ 資本的支出は建設改良費、企業償還金及び一般会計への繰出金であり、不用額の主なものは予備費である。なお、前年度の決算審査意見書で指摘した創業時における一般会計よりの借入金5,890,833円は当年度繰出金として処理されていいる。

ウ 収入、支出差引不足額は、当年度分損益勘定留保資金61,374,164円(減価償却引当金61,220,122円、雑損失154,042円)過年度

分損益勘定留保資金4,926,838円及び減債積立金 42,000,000円を
 補てんしている。

(2) 損益計算書

営業収益312,468,840円に対し営業費用132,687,345円で、差引き営業

利益179,781,495円となり、これは営業外収益6,450,221円を加え、当
 年度総利益は186,211,716円となるが、この他に支払利息等の営業外
 費用が153,176,180円あるので、差引33,035,536円が当年度純利益で
 ある。損益計算書及び費用の前年度との比較は次のとおりである。

比較 (百分率) 損益計算書

区分	昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度	
	金額	営業収益に対する率	金額	36年度に 対する比	金額	36年度に 対する比
営業収益	308,577,389	100.0%	285,855,579	92.6%	312,468,840	101.2%
営業費用	118,879,585	38.5%	124,536,615	104.8%	132,687,345	111.6%
営業利益	189,797,804	61.5%	161,318,964	85.0%	179,781,495	94.7%
営業外収益	5,264,570	1.7%	3,458,998	65.7%	6,450,221	122.1%
当年度総利益	195,062,374	63.2%	164,777,962	84.5%	186,211,716	95.5%
営業外費用	163,756,022	53.1%	158,497,175	96.8%	153,176,180	93.5%
当年度純利益	31,306,352	10.11%	6,280,787	20.1%	33,035,536	105.5%

(注) 過年度損益修正後の額である。

費用構成比較表

科目	38年度		37年度 比	増減	備考
	金額	比率			
給料手当	千円 38,618	13.5%	10.6%	2.9%	
貸付金	1,070	0.4	0.8△	0.4	
退職給与金	2,450	0.9	0.7	0.2	
法定福利費	2,331	0.8	0.5	0.3	
厚生福利費	193	0.1	—	0.1	
旅費	2,512	0.9	0.8	0.1	
消耗品費	2,518	0.9	1.0△	0.1	
補償費	4,181	1.5	1.3	0.2	
修繕費	9,790	3.4	3.4	—	
交付金	4,930	1.7	1.8△	0.1	
支払利息	153,022	53.5	56.0△	2.5	
減価償却費	61,220	21.4	22.1△	0.7	
雑損その他	154	—	—	—	
雑その他	2,874	1.0	1.0	—	
計	285,863	100.0	100.0	—	

(3) 剰余金計算書

剰余金のうち利益剰余金は、減債積立金の前年度繰入額42,000,000円
で、全額を補てん財源として処分している。このほか前年度損益修
正として、三期及び岸本町に交付していた国有資産等所在市町村交付
金の過年度分の返納金204,376円がある。この結果当年度未処分利益

剰余金は33,689,361円となっている。

(4) 剰余金処分計算書

当年度未処分利益剰余金33,689,361円のうち、33,000,000円を減債積
立金として処分しており、残額689,361円を翌年度へ繰り越している。

(5) 貸借対照表

(A) 有形固定資産は当年度において増加額5,705,013円、減少額2,4
04,010円、年度末現在高は2,671,384,529円となり、一方、償却
額は当年度58,071,065円、累計326,616,668円で年度末償却未済
高は2,344,767,861円となっている。

(B) 無形固定資産は当年度に於ては増減なく3,146,057円の償却を
行ない、年度末現在高は53,676,758円となっている。

(C) 投資び基金は、当年度に於て長期貸付金として一般会計へ15,0
00,000円増加している。

(D) 流動資産は、前年度に対し9,771千円の減となっている。

(E) 固定負債は、当年度において退職給与引当金2,406,380円、修
繕準備引当金984,657円が増加し、累計27,355,270円となってい
る。

(F) 流動負債は、前年度は対し588千円の増となっている。

(G) 資本金のうち、自己資本金は当年度において減債積立金より組
入れた42,000,000円が増加し、累計215,794,391円となり、借入
資本金は当年度に於て企業債の償還借換及び一般会計借入金の返
済により88,006,459円の減となり累計2,225,680,953円となつて
いる。

(6) 資金収支表

00361

受入資金424,531,419円に対し、支払資金は359,360,122円で差引65,171,297円が翌年度資金として繰越されている。

二 工業用水道事業

1 事業の概況

本事業は、昭和35年に計画し調査を実施してきたが、当年度から国の補助をうけ事業実施の段階となり、昭和38年5月20日に地方公営企業法を適用するとともに企業局が引き続いて実施することとなった。当年度においては地形測量の一部と貯水池施設地域の地質調査の一部を実施したほか、送配水施設及び構築物の基本設計を委託し一方、予定していた用地取得に関しては、関係道路路線との調整協議を進め、予定路線の予備調査等と併行してその促進に努力していたが、諸種の理由により39年度へ繰越している。

2 経営の状況

(1) 予算決算対照表

本事業は建設中であるため、収益的収支はなく、資本的収支のみである。

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度繰越額	増 減	
				不	用 額
収 入	46,228,000	18,646,913	—	△	27,581,087
支 出	46,228,000	13,760,201	31,540,802	—	926,997
差 引	—	4,886,712	—	—	—

資本的収入のうち主なものは企業債許可額30,000千円のうち10,000千円の前借、一般会計からの繰入金5,573,285円、国庫補助金の概算分5,067千円である。

資本的支出は建設費である。なお、用地取得費については昭和39年度に繰越している。

(2) 貸借対照表

(A) 有形固定資産は、普通会計に於て実施した272,282円、企業局で実施した13,755,573円合計14,025,855円を建設仮勘定に計上している。

(B) 流動資産は、現金預金3,833,497円、未収金5,577,187円である。

(C) 流動負債は未払金4,778,873円、国庫補助金概算分3,067,000円、預り金17,381円である。

(D) 資本金は借入資本金として企業債10,000千円、一般会計借入金5,573,285円である。

(3) 資金収支表

受入資金13,072,926円に対し、支払貸金9,239,429円で、差引3,833,497円が翌年度資金として繰越されている。

三 埋立事業

1 事業の概況

本事業は、西部地区総合開発計画の一環として、また境港整備計画の一つの柱として策定施行されるもので、昭和38年5月20日に地方公営企業法を適用するとともに企業局が引き続いて実施した。当年度においては、運輸省の浸漬及び旧防波堤コンクリート除却等を利用して埋立工事の一

部を実施しているが、護岸工事については冬期波浪のため工事が遅延したため、一部を39年度へ繰り越している。

2 経営の状況

(1) 予算決算対照表

本事業は工事中であるため収益的収支はなく、資本的収支のみである。

区 分	予 算 額	決 算 額	翌年度繰越額	増 減	
				不 用 額	額
収 入	58,676,000 円	29,689,831 円	—	△	28,986,169 円
支 出	58,676,000	43,742,875	13,924,166	—	1,008,959
差 引	—	△ 14,053,044	—	—	—

ア 資本的収入のうち主なものは、企業債許可額50,000千円のうち22,000千円の借借、一般会計からの繰入金7,667,041円である。

イ 資本的支出は、建設費及び企業債償還金である。

なお、護岸工事についてはその一部を昭和39年度に繰越している。

ウ 収入支出差引で14,053,044円の不足額を生じているが、これは未収、未払等を計上したためのものであり、補てんされていない。

(2) 貸借対照表

(A) 有形固定資産は、普通会計に於て実施された額50,095,648円及び漁業補償費87,000,000円の合計額137,095,648円に企業局で実施した39,476,225円を加算し、年度末現在176,571,873円を建設仮勘定に計上している。

(B) 流動資産は、現金預金11,414,357円、未収金18,701円である。

(C) 固定負債は、予算外義務負担の昭和40年度分の漁業補償費25,500,000円である。

(D) 流動負債は、未払金37,572,822円、預り金13,280円である。

(E) 資本金は、借入金資本金として企業債67,756,140円、一般会計借入金57,362,689円である。

(3) 資金収支表

受入資金29,671,130円に対し、支払資金18,256,773円で差引11,414,357円が翌年度資金として繰越されている。

○ 留意すべき事項

(1) 電気事業の未払金中、春米発電所の土地売収代金24,200円は、昭和36、37の両年度分で登記未済のため未払となっているものである。これが処理については努力されておるが、期間も相当経過しているので早急に整理する必要がある。

(2) 同じく電気事業における保修工事の請負は工法で特殊なものがある関係から、随意契約の方法によつていものが多いのは理解できるが、つとめて競争入札の方法によるよう、なお検討されたい。

(3) 電気事業については、前年度に比し順調に経営されておるものの、その費用構成比に見られるように、人件費の占める率が累年増こうしているところに問題があり、工業用水道事業及び埋立事業については調査、設計及び造成の段階にあるが、とくに工業用水道事業については今後用水の販売の確保が事業の成否の鍵を握ることとなる。これらを勘案し、今後一層事業の合理化と立地条件に即した企業の誘致につとめ、経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう一段と運営に工夫されることを望む。

00363

秘書課 昭和39年10月16日 監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 小谷善高

1 予算の執行状況

(1) 歳出 (単位 円)

科目	予算額	各課へ 各達額	流 増 減 額	用 額	予算現額	支出済額	不用額
県職員旅費	1,614,000	—	—	—	1,614,000	1,613,985	15
需用費	4,545,000	703,000	△ 85,660	85,660	3,756,340	3,755,687	753
交際費	7,457,000	—	—	—	7,457,000	7,457,000	0
報償費	150,000	—	—	85,660	235,660	235,660	0
計	13,766,000	703,000	—	85,660	13,065,000	13,062,232	768

2 留意事項

(1) 報償費において、相当期間予算額不足のまま執行し、出納閉鎖直前に至つて一括予算の流用を行なつていたことは適当でない。計画的な予算執行に留意されたい。

企画室 (旧企画課旧行政考査室) 昭和39年10月21日 監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平
同 野坂浩賢
同 小谷善高

1 予算の執行状況

(1) 歳入 (単位 円)

科目	目	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	予算額に比 増減
(一般会計) 国庫支出金		884,000	787,393	789,393	0	△ 96,607
	(特別会計) 県営工業用水道事業費	320,000	0	0	—	△ 320,000
計		1,204,000	787,393	787,393	0	△ 416,607

(2) 歳出 (単位 円)

科目	目	予算額	各課へ 各達額	予算現額	支出済額	不用額
(一般会計) 県政企画調査費		8,177,000	37,470	8,139,530	7,384,556	754,974
	中海日野川総合開発 査費	5,372,000	3,193,128	2,178,872	1,980,239	198,633
	県工業用水道事業会計 繰出金	6,500,000	—	6,500,000	5,575,285	926,715
	行政考査費	800,000	—	800,000	649,666	150,334
(特別会計) 県営工業用水道事業費		320,000	272,282	47,718	0	47,718
	計	21,169,000	3,502,880	17,666,120	15,587,746	2,078,374

2 主な業務の実施状況

- (1) 国に要望する重要事業計画作成 関係省8、事業数44
 - (2) 自衛隊委託土木工事の要請 申請取纏件数9、受託件数3
 - (3) 経済白書作成
 - (4) 低開発地域工業開発地区指定のための陳情及び申請 指定を受けた地区8か町村
 - (5) 新産業都市等指定のための調査、陳情及び説明書作成 中海周辺地区
 - (6) 中国地方総合開発促進事業
 - (7) 鉄道建設促進事業智頭線(着工線)、南勝線(調査線)、伯耆線の線増強化
 - (8) 工場適地調査 倉吉地区及び赤崎、東伯地区
 - (9) 中海干拓淡水化事業 農業開発事業調査及び淡水化影響調査
 - (10) 日野川総合開発事業 管沢多目的ダムの水没者実態調査及び水没者等移住地選定調査
 - (11) 行政調査
 - ア 地方農林振興局及びその附属機関全部
 - イ 農林部に所属する試験研究機関全部
 - ウ 厚生部に所属する出先機関全部
 - ク 県営工業用水道事業
- 本事業は、38年度特別会計を設け国の補助事業として実施することとなり、中海日野川総合開発調査局が事業に着手したが、機構改革とともに地方公営企業法を適用することとなり、5月19日この特別会計を閉鎖し、5月20日企業局が設置され企業会計工業用水道事業として引

き続き実施されている。

3 留意事項

各部門にわたる関連事務については、これを一旦調整して執行することが予算の効率的な使用に大きく寄与するものがある(例、水資源の問題では農林部、土木部、厚生部、商工労働部に関連する等)ので、監査委員による監査指摘事項の推進に関する事務とともに、この面の強化について検討善処を望む。

統 計 課

昭和39年10月20日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 小 谷 善 高

1 予算の執行状況

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	収入未済額	予算現額に 対し増減	附 記
国庫支出金	21,602,000	21,490,600	21,490,600	—	△111,400	統計調査委託金

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予算現額	支出済額	不 用 額
統計調査費	13,022,000	12,583,768	438,232

2 主な業務の実施状況

- (1) 工業調査(製造小売業調査等) 1,148,900円
- (2) 家計調査(鳥取市及び岩美町108世帯) 920,000円

0036

- (3) 経済関連流通調 1,031,986円
- (4) 住宅調査 (県下19,125世帯) 1,247,568円
- (5) 事業所統計調査 1,054,970円
- (6) 漁業センサス 1,772,000円
- (7) その他
- ア 統計研究学校補助 (関金町長ほか8市町) 50,000円
- イ 統計教育研究会委託 (県統計教育研究協会) 35,000円
- 3 留意事項
- (1) 市町村に対する調査委託費については、委託事業終了後精算書を提出させるように取扱要綱で定めているが、前回の監査でも指摘したとおり、なお未提出の市町村がある。また、提出された精算書の金額が委託金額を下廻っている事例もあつた。適正な事務処理につき指導さ

れたい。

(2) 経理出納事務について
ア 郵便切手類整理簿の記帳整理が不充分のものがあつた。的確に出納整理されたい。

地 方 課 昭 和 3 9 年 1 0 月 2 3 日 監 査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 野 坂 浩 賢

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	予 算 額	各 階 へ 合 算 額	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 に 比 じ
使用料及び手数料	433,000	—	433,000	633,700	633,700	0	200,700
国 庫 支 出 金	42,689,000	42,129,000	550,000	314,000	314,000	0	246,000
雑 収 入	400,000	—	400,000	460,000	460,000	0	60,000
計	43,522,000	42,129,000	1,393,000	1,407,700	1,407,700	0	14,700

(2) 歳 出 (単位 円)

科 目	予 算 額	各 種 差 違 額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額
警察消防費	3,205,000	49,895	3,155,105	2,843,798	311,307
選挙費	55,300,000	409,857	54,890,143	44,624,245	10,265,898
地方振興費	9,484,000	56,094	9,427,906	7,449,388	1,978,518
計	67,989,000	515,846	67,473,154	54,917,431	12,555,723

2 主な業務の実施状況

(1) 消防施設の設置指導等

ア 常時消防ポンプの巡回性能検査、水利調査並びに施設の設置指導

イ 消防団員の操作訓練及び技術訓練

ウ 防火思想の普及宣伝

(2) 危険物取扱主任者試験 受験者457、合格者252

(3) 公明選挙の常時啓等

(4) 県議会議員選挙 執行日4月17日

(5) 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 執行日11月21日

(6) 市町村の行政、財務、税務指導

(7) 町村合併誌の編さん

(8) 防災会議の開催

(9) へん地対策事業 4か町 橋梁架替1、道路改良3

3 留意事項

(1) 当該所管にかかる相当量の印刷用紙が未利用のまま県印刷所の倉庫に保管されている。これが活用に配慮されたい。

(2) 出納その他事務について

ア 公明選挙推進協議会開催のため、受けた資金前渡の精算が遅れていた。資金前渡の精算は正規のとおり速やかに処理されたい。
イ 手数料収入証紙の消印事務が遅れているもの、消印のもれているものがあつた。

広 報 文 書 課

昭和39年10月24日監査

監査委員 浜 田 庄 平
同 中 田 玉 平

1 予算の執行状況

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額	納 入 未 済 額	予 算 現 額 比 増 減
手数料	2,000	8,700	8,700	—	6,700
国庫補助金	45,000	—	—	—	△ 45,000
委託金	2,506,000	2,000,000	2,000,000	—	△ 506,000
雑 入	89,000	113,320	108,520	1,200	△ 19,520
計	2,642,000	2,122,020	2,117,220	1,200	△ 524,780

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予 算 額	各 種 差 違 額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額
県職員費	6,965,000	—	6,965,000	6,487,619	477,381
諸 費	4,307,000	17,000	4,290,000	4,145,677	124,323
地方振興費	17,191,000	17,000	17,174,000	16,869,545	304,455
広報活動費	11,907,000	8,856	11,898,144	11,007,213	890,931
計	40,370,000	42,856	40,327,144	38,550,054	1,797,090

00367

2 主な業務の実施状況

- (1) 法令審査等の処理
 条例 76件、規則118件、訓令31件、告示861件、公告その他109件
 合計 1,195件
- (2) 文書の施行
 普通郵便 215,626件 5,215,722円
 特殊郵便 7,533件 516,602円
 電 報 1,429件 157,464円
- (3) 文書の浄書
 7,524件、30,681ページ
- (4) 私立学校の育成指導
 ア 施設設備費補助 鳥取家政高校ほか11件、8,339,876円
 イ 県私学振興会に出資 6,000,000円
- (5) 県行政の広報
 ア ラジオおよびテレビ放送委託
 イ 県政だより、月刊広報とつとり、県政写真ニュース等印刷物の印刷配布
- (6) 鳥取県史の編さん (38年度から5年計画) 当年度事業費支出額 2,568,022円
- (7) 移動県民室の開催 (県下東、中、西部各1箇所)
- 3 留意事項
 (1) 私立学校連合会に対し補助金100,000円を交付していたが、同連合会から提出された実績報告書による事業実績は補助申請の際の計画事業費を下廻っていた。このような場合に対する補助条件を明確にして

おかれたい。

- (2) 「県政だより」の印刷および各市町村への送付契約 (契約金額1,420,800円) に当たり、業者の競争に付していないことは適当でない。
- (3) 月刊「広報とつとり」の広告料の調定が遅延していたが、発刊後速やかに調定されたい。
- (4) 公報収入未収金5,600円 (6件) の収納促進について引き続き努力されたい。

人 事 課 昭 和 39 年 10 月 26 日 監 査

監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平
 同 野 坂 浩 賢

1 予算の執行状況

(1) 歳 出 (単位 円)

科 目	予 算 額	各 種 繰 入 額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額
県 職 員 費	1,380,728,000	772,798,536	607,929,464	532,195,318	75,734,146
諸 費	3,737,000	1,103,206	2,633,794	2,464,663	169,131
計	1,384,465,000	773,901,742	610,563,258	534,659,981	75,903,277

2 主な業務の実施状況

- (1) 職員定数の改定 226人
 (2) 職員の新規採用数 359人
 (3) 職員の退職者数 102人

- (4) 機構改革 3課1室の増
- (5) 職員定数の再配分
- (6) 職員の給与補正

3 留意事項

(1) 退職手当支給額69,172,900円のうちには、37年10月から38年3月末日までの間の退職者分96件、1,538,020円が支出されていたが、これは臨時的任用職員の退職者に対するものが大部分である。支給決定事務の促進を図るとともに、歳出の会計年度所属区分を適正にされたい。

職員厚生課

昭和39年10月26日監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

1 予算の執行状況

(1) 歳入

(単位 円)

科目	予算額	各慶へ 各達額	予 算 額	調定額	収入 額	収入 未済額	予算額に 比し増減
使用料及び 手数料	821,000	416,542	404,458	453,854	453,854	—	49,396
雑収入	1,095,000	1,095,000	—	—	—	—	—
合計	1,916,000	1,511,542	404,458	453,854	453,854	—	49,396

(2) 歳出

(単位 円)

科目	予算額	各慶へ 各達額	予 算 現 額	支出 済額	不 用 額
県職員費	369,133,000	—	369,133,000	352,303,310	16,829,690
諸費	16,986,000	2,858,650	14,127,350	12,818,325	1,309,025
合計	386,119,000	2,858,650	383,260,350	365,121,635	18,138,715

2 主な業務の実施状況

- (1) 恩給退職年金および退職一時金支給 250,560,078円
- (2) 共済組合負担金支出 100,458,137円
- (3) 県職員互助会補助 1,221,095円
- (4) 自治研究所における職員研修
県および県下市町村職員を対象に 76回、298日実施
- (5) 職員衛生管理

ア 結核検診 定期検診2回実施、そのほか要注意者に対し特別検診2回実施

イ 成人病検診 職員(40才以上) 1,085名実施

(6) 職員住宅借上料支出 6,051,615円

(7) 職員住宅建設敷地購入 249,87坪 2,998,440円

(8) 職員運動会開催委託 348,000円

(9) 職員7名を自治大学校派遣 旅費 639,735円

3 留意事項

(1) 職員住宅敷地にするため、当年度2,998,440円で鳥取市田島地区内の土地249,87坪を鳥取県住宅公社から購入していた。この所有権移転登記は住宅公社がするよう購入の際の申合せのようであったが、現在な

お未済となつている。所有権の移転登記を促進されたい。

(2) 鳥取市玄好町の職員住宅の塙の修繕を99,620円で特定業者と随意契約により実施していたが、随意契約による場合においても努めて相見積を徴し適正な執行をされたい。

(3) 自治研修所については、所の定期監査報告に述べたとおりである。とくに施設の拡充等措置対策を構すべき点が認められるので検討善処を望む。

(4) 職員住宅管理規程による住宅入居に関する請書ならびに退去届を徴していないものがあつたが使用料徴収の根拠ともなるので、確実に徴しおかれたい。

総務 管 財 課 昭和39年11月4日監査

監査委員 浜 田 庄 二

(2) 歳 出

科 目	予 算 額	前年度繰越事業費	各 属 達 へ 額	予 算 現 額	支 出 済 額	繰 上 限 額	不 用 額
具 産 費	27,184,300	—	147,000	27,037,300	20,233,814	—	6,803,486
財 産 費	33,482,000	6,383,847	3,448,183	36,417,664	29,594,976	5,810,000	1,012,688
諸 支 出 金	14,431,000	—	—	14,431,000	14,183,492	0	247,508
計	75,097,300	6,383,847	3,595,183	77,885,964	64,012,282	5,810,000	8,063,682

2 主な業務の実施状況

- (1) 庁舎施設設備の保守及び清掃委託 8,630,679円
- (2) 県有建物の火災保険加入共済基金分担金 4,656,521円

同 中 田 玉 平
 野 坂 浩 賢

1 予算の執行状況

(1) 歳 入 (単位 円)

科 目	予 算 額	各 属 達 へ 額	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 に 比 じ 増 減 率
財 産 収 入	34,776,000	—	34,776,000	35,544,298	35,544,298	0	768,298
使 用 料	2,454,000	24,000	2,430,000	2,419,630	2,419,630	0	△ 10,370
国 庫 支 出 金	1,464,000	—	1,464,000	1,224,705	1,224,705	0	△ 239,295
雑 収 入	62,000	—	62,000	1,767,289	1,767,289	0	1,705,289
計	38,756,000	24,000	38,732,000	40,955,922	40,955,922	0	2,223,922

(単位 円)

- (3) 県有財産実態調査委託 426,995円
- (4) 県有建物の維持修繕、補強、改造 20,837,710円
- (5) 行政無線町村固定局設置補助 32か町 11,105,000円

- (6) 八頭総合事務所建設 着工37年7月、完成39年9月 本館 鉄筋コンクリート造3階建 1,550.97㎡
附属建物 一部鉄骨、コンクリート造 534.92㎡
- (7) 海外渡航者の旅券発給申請の通達及び旅券の交付
旅券発給件数 83件、身分証明書発給件数 78件

3 留意事項

- ア 財産等の管理について
 - (1) 昭和36年度から37年計画で実施している県有財産(土地、建物)の実態調査は、当年度も426,995円を投じ、西部地区の調査を実施していたがその実績は、西部地区調査対象面積に対し土地16.17%、建物58.38%であり、36年度から37年の実績を合わせると県全体対象面積に対し土地23.12%、建物43.40%と低率に終っている。調査未了となったものについては、新たに実施計画を樹てて早急に調査を完了し懸案解決を図らねばならない。
 - (2) 県有建物の火災保険について、新規取得に伴う追加加入及び処分に伴う解除手続きが遅延している。迅速化に配慮されたい。
 - (3) 財産管理について、本庁各課等及び出先機関の監査の結果、なお次の諸点に留意改善を要するものがあるので、事務処理の一元化と迅速化を図り、管理に万全を期されたい。
 - (4) 県有建物は登記することに規定されているが、その殆んどは登記されていない。とくに民有借用地に在る県有建物については、登記の必要が認められる。
 - (5) 借用している土地、建物で貸借契約を締結していないものがある。これらについては早期に所要の手続きをとるべきである。

- (6) 県有建物のうちには、その使用実態からみて分譲換及び用途の変更を必要とするもの、既に用途を廃止したものでその手続が未了となっているものがある。正規の手続きにより管理の明確を期する必要がある。
- (7) 県有林、県行造林以外の県有敷地である立木、建物以外の構造物及び埋没施設は殆んど財産台帳に登録していないが、登録を要するものと認められる。

- (8) 株券、債券、証券等は、取得した部局等からの引継が遅れ、その把握が不十分であり、また、電話債権の償還期日もは握されていない。保管管理に一段の努力を要する。
- (9) 地方自治法第243条の3第2項の制定に伴い、同法施行令第152条中に定める民法第34条の法人に対する寄附金(例、鳥取県福祉事業団に対する寄附金等)及び出捐金(例、信用保証協会に対する出捐金等)も出資金として取扱い台帳に登録管理すべきものと考えらる。
- (10) 過去において県が支出した鉄道会館及び神戸国際会館に対する入居保証金も台帳による記録管理をされたい。
- (11) 小倉ステーションビル及び上記両館の入居保証金のなかには、15か年据置、10か年償還と長期にわたるものがあり、このほかこれらの入居に伴う敷金、その他県外勤務職員の住宅敷金等返還が長期にわたるものがある。しかるにこれらの支出を証明する証ひょう書は10か年保存であるので、一連の事務処理につき検討されたい。

イ 経理出納事務について

- (1) 県有建築物の火災保険加入対象面積並びに県有財産(県公舎)の所在市町村に交付している国有資産等所在市町村交付金対象面積は、それぞれ財産台帳と相違しているものがあつた。留意されたい。
- (2) 県庁舎のトイレツトペーパーは県が購入して庁舎清掃委託業者に随時交付使用しているが、業者の受払数量に不適合のものがあつた。留意されたい。
- (3) 火災報知器の保守について特定業者と委託契約を締結していたが、

前年度(38年1月25日)に徴した見積書をもとに処理していたことは適当でない。

財政課 昭和39年11月5日 監査
 監査委員 浜田庄平
 同 中田玉平

(1) 歳入

(単位 円)

科目	目	予算額	各牌合算額	予算現額	調定額	収入済額	収済入額	予算現額に比し増減
(一般会計)	税	1,549,055,000	1,367,508,000	181,547,000	175,501,090	175,501,090	0△	6,045,910
	地方譲与税	419,527,000	419,527,000	—	—	—	—	—
	地方交付税	6,257,804,000	6,257,804,000	—	—	—	—	—
	公企業及財産収入	4,100,000	100,000	4,000,000	4,280,147	4,280,147	0	280,147
	使用料及手数料	2,655,000	200,000	2,455,000	2,428,187	2,428,187	0△	26,813
	国庫支出金	14,067,000	14,067,000	—	—	—	—	—
	寄附金	10,000,000	—	10,000,000	19,557,246	19,193,946	303,300	9,193,946
	繰入金	576,252,000	—	576,252,000	576,251,833	576,251,833	0△	167
	繰越金	241,233,000	—	241,233,000	241,233,335	241,233,335	0	335
	雑収入	24,200,000	14,519,000	9,681,000	35,571,055	33,281,710	2,289,345	23,600,710
	県債	509,000,000	—	509,000,000	479,000,000	479,000,000	0△	30,000,000
(特別会計)	財政調整積立金	821,226,000	—	821,226,000	821,225,799	821,225,799	0△	201
	計	10,429,119,000	8,073,725,000	2,355,394,000	2,355,048,692	2,352,396,047	2,652,645△	2,997,953

(2) 歳出

(単位 円)

科目	予算額	予備費支出額	各府へ令送額	予算現額	支出済額	不用額
(一般会計) 県庁 財産費	18,103,000 23,320,000	— —	11,123,025 —	6,979,975 23,320,000	6,901,440 23,284,929	78,535 35,071
公債費	688,597,000	—	—	688,597,000	685,772,835	2,824,165
諸支出金	302,871,615	1,708,012	63,223,294	241,356,333	240,509,751	846,582
予備費	20,000,000	9,421,362	—	10,578,638	—	10,578,638
(特別会計) 財政調整積立金	821,226,000	—	—	821,226,000	821,225,799	201
計	1,874,117,615	1,713,350	74,346,319	1,792,057,946	1,777,694,754	14,363,192

2 主な業務実績の状況

- (1) 県庁舎整備 エレベーター 1基 (第4号) 8,500,000円
事務用机、椅子その他調度品 14,698,730円
- (2) 公債元利償還 673,726,702円
- (3) 一時借入金利子払 10,552,365円
- (4) 財政事情の公表 年2回 205,007円
- (5) 地方行財政調査委託 1,200,000円
- (6) 徴収用自動車購入 2台 1,343,000円
- (7) 納税貯蓄組合の育成強化 組合数 945、組合員数 70,518
- (8) 税務吏員の研修派遣 自治大学校(税務別科) 2人、中園テロック 7人

3 留意事項

- (1) 予備費支出について

当年度予備費から議会費へ1,647,000円、県庁費へ5,901,350円、警察消防費へ115,000円、教育費へ50,000円、諸支出金へ1,708,012円合計9,421,362円をそれぞれ充用していたが、なかには不適当と思われるものもあるので、やむを得ないものを除き、できる限り予算の追加更正措置によるよう配慮されたい。

(2) 地方行財政調査について、時事通信社へ委託して当年度は12件の調査を行ない、他都道府県の財政運営状況等の情報を得て、県財政の運営の資としていた。この委託料の第4回目の支払は、委託契約に定められている支払期を繰上げていたが適当でない。

(3) 県庁舎建設費寄附金の収入未済額2,485,300円(現年度分363,300円、過年度分2,122,000円)のうち現在なお未収となっているものの収納促進に一層努力されたい。なお、38年度未までの収納総額は77,693,136円で、当初の募集目標に対し71.4%となっているが、目標額の達成

について格別の配慮を望む。

(4) 津田短期大学災害復旧のための転貸債の当年度償還元利金相当額9,701円(元金2,684円、利子7,017円)が未償還で当年度内に償還されていなかった。議定もれのないようにされたい。

出納室(旧会計課) 昭和39年11月4日 監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 野 坂 浩 賢

1 予算の執行状況

(1) 歳 入 (単位 円)

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予 算 額 に 比 じ た 増 減
(一般会計) 国庫支出金	244,000	242,405	242,405	0△	1,597
繰 入 金	100,000	100,000	100,000	0	0
雑 収 入	38,400,000	35,123,907	35,123,907	0△	3,276,093
(特別会計) 印刷事業費	14,170,000	14,684,524	14,684,524	0	514,524
用品調達事業費	104,224,000	94,819,558	94,819,558	0△	9,404,442
計	157,138,000	144,970,392	144,970,392	0△	12,167,608

(2) 歳 出 (単位 円)

科 目	予 算 額	各 階 層 へ の 繰 越 額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額
(一般会計) 興 行 費	5,234,000	—	5,234,000	4,996,200	237,800
諸 支 出 金	3,874,000	—	3,874,000	3,525,644	348,356
(特別会計) 印刷事業費	14,170,000	—	14,170,000	12,677,655	1,492,345
用品調達事業費	104,224,000	2,845,648	101,378,352	89,555,494	11,822,858
計	127,502,000	2,845,648	124,656,352	110,754,993	13,901,359

2 主な業務の実施状況

(1) 用品調達事業の損益計算

自 38. 4. 1
至 39. 3. 31

科 目	損		利		金 額
	目	金 額	目	金 額	
前年度未用品繰越高		416,629	用 品 交 付 高		43,372,855
用 品 購 入 高		43,427,158	本 年 度 未 用 品 在 庫 高		2,027,537
事 務 諸 掛		835,486			
小 計		44,677,273			
本 年 度 利 益 金		723,119			
合 計		45,400,392			45,400,392

- (2) 自動車集中管理事業 自動車3台更新 4,104,000円
- (3) 障及び指定金融機関の会計実地検査
- (4) 職員研修派遣 会計検査院、大蔵省の主催研修
- (5) 給与の集中管理

3 留意事項

- (1) 用品調達事業の運営に要する諸経費に充当するため、用品交付にあたり購入価格に加算した額は1,556,605円(加算率3.72%)であるが、実際に支出した諸経費は855,486円である。用品需要の適確な把握に努め、諸経費に均衡する加算率の算定になお一層配慮されたい。
- (2) 繰替金に収入されている私用電話料(市外通話料)は、所定の収入手続きによらねたい。
- (3) 県印刷所については同所の定期監査報告に述べたとおりであるが、

歳 入

(単位 円)

施設の規模等運営の根本的な方について検討善処されるよう重ねて要望する。

水 産 課

昭和39年10月10日監査

監査委員 浜 田 庄 平
同 中 田 玉 平

1 予算執行について

- (1) 昭和38年度予算の執行状況は次表のとおりである。

科 目 (款)	予 算 額	解 令 差 額	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 に 比 し 増 減	附 記
公企業及び財産収入	300,000	—	300,000	240,000	240,000	—	△	60,000
分担金及び負担金	6,500,000	—	6,500,000	6,500,000	6,500,000	—	—	—
使用料及び手数料	867,000	5,000	862,000	443,876	443,876	—	△	418,124
国庫支出金	95,728,000	—	95,728,000	94,676,893	94,676,893	—	△	1,051,107
寄附金	474,000	—	474,000	474,000	474,000	—	—	—
繰越金	15,406,000	—	15,406,000	15,406,000	15,406,000	—	—	繰越事業財源充当額
雑収入	1,001,000	990,000	11,000	12,417,855	12,508,013	109,840	—	調定額の5つには繰越額109,840円を含む
計	120,076,000	995,000	119,081,000	129,958,622	129,848,782	109,840	—	10,757,782
(特別会計) 使用料及び手数料	16,152,000	—	—	—	—	—	—	—
雑収入	2,186,000	—	—	—	—	—	—	—
繰越金	118,000	—	—	1,108,342	1,108,342	—	—	1,108,342
計	18,456,000	—	—	1,108,342	1,108,342	—	—	1,108,342

歳出

(単位 円)

科目(項)	予算額	繰上の 差額	予算現額	支出済額	不用額	附記
水産業費	169,190,000	15,627,572	153,562,428	147,574,471	5,987,657	
”(繰越分)	15,406,000	291,000	15,115,000	15,045,866	69,134	
(特別会計) 市場事業費	5,172,000	4,986,000	186,000	164,395	21,605	
水産会館運営費	4,383,000	4,383,000	—	—	—	
諸支出金	7,923,000	—	7,923,000	7,922,205	794	
予備費	978,000	—	978,000	—	978,000	
計	18,456,000	9,369,000	9,087,000	8,086,601	1,000,399	

2 主な事業の執行状況

事業名	支出額	備	考
(補助事業) 韓国だ捕船代船建造	1,206,000	2件	
共同利用施設整備 (施設)	6,410,000	漁船共同修理施設(赤碓漁協)、共同漁具倉庫(網代、弓北漁協)、簡易冷蔵庫(夏泊漁協)	
漁場改良造成	16,550,000	並型漁礁設置170個(賀露沖)、大型漁礁設置2,140個、背谷沖、産卵用たこつぼ5,000個(淀江沖)	
漁港維持管理	1,200,000	境漁港、砂利道補修362m、網代漁港四脚方堤防付47個、羽漁港港内浚渫301.1m、河口浚渫354.9m	
漁港第3次整備	37,239,429	網代早築築造93m、北防波堤岸上160m浚渫8,165m ² 、泊、物揚場築造55m、浚渫19,08m ²	
過年度災害漁港復旧	44,817,000	淀江護岸1,000m、網代護岸370m浚渫9,773m ² (13,297m ²)	

3 経理出納について

- (1) 水産取締船に使用する燃料を38年度に25,000ℓ購入していたが、そのうち20,000ℓは年度未近くに購入されている。不経済な購入とならないよう予算の効率的執行に一層配慮されたい。なお、購入は単価契約を必要量をそのつど納入させるようにされたい。
- (2) 漁場改良造成事業において原材料費350千円で、産卵用たこつぼ5,000個を購入、淀江沖に沈設していたが投入に要する経費については予算措置がなく、口頭で地元漁業組合へ依頼し、奉仕により実施した。文書的に処理することが適当である。
- (3) 漁業取締船等の乗組船員に対しては「船員法」第80条の規定により食糧を支給することとなっているが、根拠地において船務に従事する場合は、予算等のつごうにより保安要員のみに対し支給されている。善処されたい。なお、漁業監督吏員が取締船に乗船した場合は、船員と同様公費で食糧を支給しているが適当でない。食糧の支給に要した費用については所定手続きにより実費弁償として歳入に収納すべきである。

鳥取丸代船建造	13,140,000	鋼船(9.8トﾝ、主機120馬力、長15.05m、巾3.2m、深1.65m、購入価格10,120千円、改造費3,020千円)
38年度災害漁港復旧	3,869,650	網代護岸9.5m、物揚場7.7m、取付道路7m
過年度災害漁港復旧 (繰越分)	14,500,000	淀江第3I区～第6I区延長155m
(その他) 種苗の放流	1,399,492	あゆ360千尾、うなぎ24千尾
鳥取県漁業信用基金 協会出資	700,000	38年度未現在出資額10,450千円

(4) 漁業取締船のリーダー設置、その他工事の施行に当り、第1回の指名競争入札(3名うち1名不参加)で落札せず、再度入札に付したところ1名を残して辞退したため、予定価格どおり金額1,500千円で随意契約を行なっていたが、見積書を徴していなかった。なお、このような場合適正な競争を行なわせるため、改めて再入札に付することが適当である。

4 事務事業の執行について

(1) 県漁業信用基金協会の基金造成を図るため、当年度700千円を出資しているが、当協会には将来の基金造成計画が策定されておらず、造成目標が不明確である。事業の計画的遂行のため基金造成計画の樹立を指導すべきである。

(2) 漁業基本対策推進事業で、沿岸漁業構造改善の円滑な推進を図るための啓蒙普及資料(2種類)6,000部を印刷代79,800円で作成し、39年3月に至り関係漁業者へ配布していたが、これらは早期に行なつて事業効率化を図らねばならない。

(3) 内水面漁業振興費の原材料費99,492円で、宮津産稚あゆ1,118kgを千代川外2河川に放流し、資源の培養を図っていたが、38年4月16日契約に係る納期が38年4月1日から5月25日までとなつており適正でない。また4回に分割放流された数量の確認が十分と認められない。検収方法を検討し厳格に確認されたい。

5 水産製品検査実績について

水産製品検査実績は年々低下し、当年度は僅かに5件(検査手数料収入15,710円)にしか過ぎない。県営検査実施の継続については量的に見て再検討を要する段階にあるものと認める。

6 事務事業の指摘改善事項について

当課主管にかかわる水産試験場、水産会館及び境港魚市場における事務事業の指摘改善事項は定期監査報告で述べたとおりであるので、適切なる指導及び措置を図られたい。

耕地 地 課 昭和39年10月13日監査

二	庄	田	浜	委員	監
平	玉	田	中	同	同
賢	浩	坂	野	同	同
高	善	谷	小	同	同

1 予算執行について

(1) 昭和38年度予算の執行状況は次表のとおりである。

歳入

(単位 円)

科 目 (項)	予 算 額	繰への 各達額	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未済額	予 算 現 額 比 比増減	附 記
公企業及び財産収入	413,000	—	413,000	152,642	152,642	—	△	260,358
分担金及び負担金	32,135,000	—	32,135,000	31,970,900	31,970,900	—	△	164,100
使用料及び手数料	—	—	—	12,000	12,000	—	—	12,000
国庫支出金	446,386,000	—	446,386,000	445,608,548	445,608,548	—	△	777,452
寄附金	7,315,000	—	7,315,000	7,315,000	7,315,000	—	—	—
繰越金	13,855,000	—	13,855,000	13,855,000	13,855,000	—	—	前年度繰越金
雑収入	77,480,000	—	77,480,000	91,208,113	91,208,113	—	—	13,728,113
計	577,584,000	—	577,584,000	590,122,203	590,122,203	—	—	12,538,203

歳出

(単位 円)

科 目 (項)	予 算 額	繰への 各達額	予 算 現 額	調 定 額	支 出 済 額	不 用 額	附 記
耕地事業費	683,935,000	354,320,366	329,614,634	329,614,634	320,881,020	8,733,614	—
雑支出	—	—	167,400	167,400	167,400	—	—
計	683,935,000	354,320,366	329,782,034	329,782,034	321,048,420	8,733,614	—
耕地事業費(繰越分)	13,855,000	5,855,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	—	—

2 主な事業の執行状況

事業名	支出額 (補助金) 円	備	考
(補助事業) 過年度災害復旧	100,312,776		
団体管畑地かんがい、 団体管かんがい排水 (繰越を含む)	37,592,000		
団体管耕地整備 (盤変動対策)	24,325,000		
地籍調査	43,217,000		
非補助土地改良融資	5,792,000		
農道整備	1,987,250		
38年度災害復旧	3,298,660		
特別ほ場整備	15,713,691		
団体管ほ場整備 (県管事業)	25,052,822		
具管用排水改良 (事業費)	21,000,000		
畑地かんがい受託	13,026,000		
崎津地区干拓	120,200,000		
老朽溜池保全	47,120,000		
海岸堤防補強	79,000,000		
開墾整備建設	3,500,000		
ほ場整備受託	12,280,000		
	28,986,000		
	30,360,000		
		進捗率35%施設100%, 36%農地84%, 施設80%, 37%農地100%, 施設85%, 関連100%	
		3地区 事業量119ha	
		かんがい排水17地区, 事業量469.2ha, 全体実施設計13地区 調査設計18地区	
		暗渠排水7地区162.2ha, 区画整理6地区67.9ha, 確定測量地1区51.6ha, 農道開設12 地区, 農道4,032.6m, 橋8ヶ所	
		進捗率, 福部村湯山第2地区100%, 細川第2地区55%	
		米子市外3町, 施行面積4.33ha	
		利子補給 38年度貸付決定 3.5分資金 136件 115,210千円 5分 4件 8,050千円	
		19地区 17,196m (補助率30%)	
		進捗率 農地25%, 施設24%	
		大沢地区45.5ha, 進捗率20%	
		上北条地区ほ場整備43.7ha 全体実施設計189.4ha	
		進捗率, 北条用排水92%, 樺津川用排水56%, 小鴨川用水63%, 天神野用水4.3%, 箕敷屋用水9.9%	
		北条畑かん末端事業, 進捗率79%	
		進捗率 65.7%, 造成面積97.2ha	
		天神野地区 進捗率13%	
		進捗率 外江地区39% (38年度で打切), 渡地区12% 開墾建設附帯事業2地区, 開拓地改良3地区 開拓パイロット調査2地区等	
		大沢地区45.5ha, 進捗率20%	

3 経理出納について

- (1) 県営大口堰水利改良事業寄附金 (25年度調定) 残額 250,100円と小倉土地改良区過年度返納金 (35年度調定) の未収金40,382円の早期収納に努められたい。
- (2) 箕紋屋平野水利調査事業地元寄附金を37年度に3,416千円予算計上し、当該年度に1,200千円、38年度に1,116千円調定収入していたが、残額1,100千円については未調定のまま39年度に持越されていた。これらを予定財源とした事業は大体予定通り終了しているので、減収額の確保に一層努力されたい。
- (3) 過年度災害耕地復旧事業で、国よりの事業費(補助金)の割当額の関係上、当該年度の事業費に対して補助金の定額が交付決定できない場合、その一部を交付決定し、額の確定を行ない残額は翌年度において、既の実施した事業に対して交付決定しているが、その措置は当を得ない。これが取扱について検討し善処されたい。
- (4) 県営米川用排水改良事業により造成した揚水機3件は24年度事業費1,108,186円(国補50%、県費25%、地元負担25%)をもつて設置されたものであるが、老朽化したため地元改良区からの私下申請により152,642円で払下げするとともに、当該建設事業費の地元負担率25%相当額38,160円を請求により地元改良区へ返還している。本件は負担付の寄附ではなかつたので、当然には上記金額を地元へ返還する理由はないものと思料される。
- (5) 県営事業において国庫補助を受けて取得した物件の把握が十分でない。年度ごとに残存物件調書を作成し処分に当り遺憾のないようされたい。

4 事務事業の執行について

- (1) 土地改良利子補給補助金予算額5,874,000円に対して補給実績は、3,298,660円で、56.2%の執行率にしか過ぎない。また37年度においても、その執行率は58.5%であり利用状況は低調である。本制度の趣旨徹底に一層の配慮をするとともに、予算編成に当たっては見積過大とならないようにされたい。
- (2) 県営土地改良事業並びに開墾建設事業により取得した揚水機舎等土地改良財産及び開拓財産の管理については、前年度の定期監査報告並びに当年度決算意見書でも指摘したところであるが、38年年度までに各地に施工し取得したこれらの財産の使用並びに維持管理は、当該との話合のみによつて事実上地元受益団体が行っているが、破損、修理あるいは事故等の場合の責任の所在も不明確である。正規な委託管理契約を行なうか、さらに進んでは地元関係団体に譲渡するなど、早期に適切な措置を図られたい。なお、畑地かんがい受託事業で取得した財産施設の委託者への引継処置も未了となっているので早急に善処されたい。
- (3) 開墾建設事業で、工事請負費17,672,500円をもつて宇倍野地区はか2地区に施工した開拓道路(排水路含む)、水道及び飲雑用水施設の財産台帳への記載が未了であるので早期に実施されたい。
- (4) 土地改良事業奨励規程にもとづく土地改良事業を行なう者に対する技術援助の在り方は、外かきの団体である県土地改良事業団体連合会との関係において不合理な面を生じているので、根本的に検討善処されたい。
- 5 当該関係事務事業について

当課関係事務事業で地方農林振興局及び同附属機関並びに中海干拓事業
 所におけるものの指摘、改善事項は定期監査報告で述べたとおりである。

野 賢
 坂 浩
 谷 善
 小 高

課 監査委員 浜 田 比 平
 同 中 田 玉 平

1 予算執行について
 (1) 昭和38年度予算の執行状況は次表のとおりである。

歳 入

(単位 円)

科 目(款)	予 算 額	解 令 達 への 額	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 に 比 じ 増 減	附 記
公企業及び財産収入	—	—	—	80,000	80,000	—	80,000	
使用料及び手数料	763,000	744,000	19,000	29,478	29,478	—	10,478	
国庫支出金	11,939,000	—	11,939,000	8,896,916	8,896,916	—	3,042,084	
寄附金	110,000	—	110,000	110,000	110,000	—	—	
雑収入	33,183,000	33,178,000	5,000	—	—	—	5,000	
計	45,995,000	33,922,000	12,073,000	9,116,394	9,116,394	—	2,956,506	

歳 出

(単位 円)

科目(項)	予 算 額	解 令 達 への 額	予 算 現 額	支出済額	不 用 額	附 記
蚕 業 費	51,333,000	44,045,668	7,287,332	2,844,449	4,442,883	

2 主な事業の実施状況

事業名	備考
桑園能率増進 蚕桑病虫害防除 耐病性優良桑苗生産 一段厚飼指導地設置 桑園集団化 養蚕経営協業化促進 検定供用圃抽出指導 蚕業技術普及	耐病性桑品種の栽培及び施肥管理技術の普及を図るため、モデル桑園の設置16ヶ所(1ヶ所5a) 霜害45a、桐柱病54ha、芽柱病30ha、桑苗千1,000本 い縮病185ha 4ha、生産20万本 指導地5ヶ所を設置、養蚕農家5戸を選定実施 モデル集団地域3地区(1集団5ha以上) 38年度25か所(1協業4戸~6戸、1戸当り桑園50a) 抽出場所の指定5か所、抽出12名延人員166人 県下55か所に展示普及所を設け、新技術の展示を行なった

3 事業執行について

(1) 蚕業技術普及事業は養糸局長通達「蚕業技術普及事業の運営強化について」(S、31.3.21)により、県は普及計画書を蚕業指導所長は実施要領を樹立し、蚕業技術普及員は前記実施要領に基づき、担当地区内の技術指導実施計画を作成し、その普及、指導に当たることとなっているが、前記の普及計画書、実施要領及び技術指導実施計画が現在に至るまで樹立されていない実情にあつた。これらは早期に整備し計画的かつ効果的な普及活動を図らねばならない。なお、前記蚕業技術普及員(55人)に対して報酬9,793,824円を支給し、技術普及の任に当らしているが、養蚕団体の蚕業技術員を委嘱している関係上、県と所属団体との服務の区分が判別しがたいものがある。また、これら普及員の担当戸数には50戸程度のももあり、他の農業改良普及事業と比較して極めて濃度な指導が行なわれている。これらを併せて普及員のあ

り方について検討されたい。

(2) 桑園の規模拡大により、38年度新植125ha、改植70haに必要な桑苗1,400千本に対し県内生産は650千本で、不足分は県外から移入している状況である。耐病性優良桑苗生産事業その他と相関連せしめて、県内自給に努めるとともに養蚕経営基盤の整備確立に一層努力されたい。

4 留意事項について
蚕業試験場、蚕業技術員養成所、蚕業指導所における留意事項は、定期監査報告で述べたとおりである。

農地開拓課 昭和39年10月19日監査

1 予算執行について

(1) 昭和38年度予算の執行状況は次表のとおりである。
(単位 円)

科目(款)	予算額	歳入		収入済額	収入未済額	予算現額に 比し増減	附記
		歳入	歳入				
国庫交出金	43,069,000	—	43,069,000	36,961,154	36,961,154	—	△6,107,846

歳出	科目(項)	予算額	繰上りの額	予算現額	支出済額	不用額	附記
	農地開拓事業	44,273,000	24,876,980	19,396,020	16,354,406	5,041,414	
	雑支出	—	—	750	750	—	
	計	44,273,000	24,876,980	19,396,770	16,355,356	5,041,414	

2 主な事業の執行状況

補助事業名	補助金	備	考
入植施設整備	9,046,600	住宅新築6戸、改築38戸、飲用水施設12件(19戸) 電気導入13戸	
開拓地生産基盤整備	4,937,000	山成開墾133.7ha、畑より開田12ha、階段工15.8ha 跡地開墾44.9ha	
開拓地酸性土壌改良	5,226,000	改良資材(炭カス930.2t、よしいん172.51t、便定液24組)を導入し221haを改良	
開拓営農振興対策	2,395,751	小型トラクター導入3組合、営農改善和子補給金(665,190円)；合同事務所設置3分所(加入52組合502戸)；市町村開拓営農振興9市町村(22組合)等	
入植施設災害復旧	937,000	住宅1戸、農舎13戸、畜舎7戸	
海外移住促進	6,604,816	38年実績、自営開拓者1戸(4人)、単身移住者5人 拓植基金助会補助金4,000千円等	
農地統計実態調査	1,160,000	鳥取市外38市町村 (調査票受付総数 8,835件)	

その他
 農地交換分台 北条町30ha (他に吉吉市国分寺30ha構造改善事業)
 自作農維持創設資金 38年度認定額 取得資金 795件 235,720千円
 維持費 1,149件 186,530千円

3 経理出納について

(1) 農地対価徴収事務で、38年度における歳入徴収済額報告書による認定額は9,772,303円、収入済額は7,645,639円となっていたが、これらのうちには39年度の調定収納とすべき延滞金等35,450円が含まれており、予算決算及び会計令(第1条1号)に照し、歳入の会計年度所属区分が適正でない。

(2) 開拓者資金融通法による貸付金の年賦償還金の徴収に関して開拓農協と契約を結び、38年度に徴収金額を6,239,000円としてこれに対する手数料123,000円(徴収金額の2%以内)を44組合に支払っていたが、実際の徴収金額は5,697,119円である。これは39年2月25日現在でる月31日現在の見込計算による交付申請を基にして国より交付されたものを、その指示により支払ったことによるものであり、国の指導にもよるが、適正支出とは認められない。

4 事務事業の執行について

(1) 開拓指導督励費で開拓地電気導入費補助金667,600円、入植者住宅建築費(災害復旧分含む)8,534,000円、小型トラクター及び雪上車導入費補助金1,127,000円の交付にかかる補助金交付申請書の審査並びに検査を関係振興局において行なっているが、これら設計書及び設計経費の審査、並びに事業の確認検査には、これらについての専門的知識を有する職員の配置がないためその処置に困難を来し、補助金交付決定に当を得ないもの、確認検査が形式的に行なわれているもの等が見受けられた。主管当局はこれらの技術を有する他部局との間に協調体制を組織して問題の解決を図らねばならない。

5 事務事業の留意事項について

地方農林振興局における当該関係事務事業の留意事項については、局の

<p>(その他) 中山間地機械化実験集落 設置(鹿野町) 病害虫防除機具整備 農薬空中散布 稲しづみ普及施設 移出を策主産地育成 山間地帯生産対策</p>	<p>貸与機械、施肥器種2台、刈取機2台、 全自動生肥撒播機2台 スプレヤー5台、ダスター2台 二化メイエ虫、穂イモチ病等延3,460ha、 ズミチオソンの液剤による試験860ha、 稲しま葉枯病1,100ha 1ヶ所(郡家町) にんじん184ha、ほろれん草27ha、ピー マン31ha、栽培技術指導ほにんじん50 ヶ所、ほろれん草5ヶ所 くり栽培新技術導入集団模範園5ha、わ さび青虫ほ20a、茶青虫ほ10a</p>
---	---

3 事務事業の執行について

- (1) なたね生産改善事業で、優良種子の確保を図るため、原種は2haを
設置(委託料64,385円)した委託契約の締結に当り、委託設計及び種
子確保量の約定明示がないまま委託していたが、その処置は当を得な
い。委託内容の整備を図らねば。なお委託事業の収支精算書を提出
させる条項も約条すべきである。
- (2) 主要農作物(稲、麦、大豆)の優良種子の生産及び普及を促進する
ため、鳥取県種子協会が行なう採種事業費1,348,874円に対し補助金
795,301円を交付しているが、事業完了に伴う検査が実施されていな
い。規定のとおり検査を実施すべきである。なお、毎年5月31日まで
に報告書を徴することとなっている残量処理積立金の積立て及び取崩
しに関する実績報告は、補助事業報告書とは別途に所定の様式により
提出させるべきである。
- (3) れんげ原採種事業補助金に関する残量処理積立金の取扱いが明確で
ない。補助要綱に取扱基準を設けるなど検討善処の要がある。

- (4) 果実規格統一強化促進事業で、梨の規格図1,000部を作成し、うち5
00部を果果連へ有償配布し170千円を雑収入に収納していたが、その
手続には検討を要するものがある。

4 補助事業について

地方農林振興局における当該関係業務及び補助団体の補助事業について
の留意改善事項は、それぞれの定期監査報告で述べたとおりであるので、
適切なる指導及び措置を図らねば。

林 務 課

昭和39年10月22日 監査

監査委員 浜 田 庄 三

1 予算執行について

- (1) 昭和38年度予算の執行状況は次表のとおりである。

歳入

(単位 円)

科 目 (款)	予 算 額	履 行 進 捗 率	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 に 比 じ 増 減	附 記
公企業及び財産収入	—	—	—	20,000	20,000	—	20,000	
使用料及び手数料	7,920,000	—	7,920,000	6,827,944	6,827,944	—	△ 1,092,056	
国庫支出金	341,669,000	—	341,669,000	351,513,140	351,513,140	—	△ 10,155,860	
寄附金	3,142,000	1,220,000	1,922,000	1,875,000	1,875,000	—	47,000	
繰入金	12,880,000	—	12,880,000	12,880,000	12,880,000	—	—	
繰入金	9,697,000	—	9,697,000	9,697,000	9,697,000	—	—	前年度繰越金
雑収入	32,598,000	—	32,598,000	52,018,274	52,018,274	—	19,420,274	前年度繰越金 調定額のうち、 は繰越額 20,055,235円を含む
債	22,000,000	—	22,000,000	22,000,000	22,000,000	—	—	
計	429,906,000	1,220,000	428,686,000	426,831,358	426,831,358	—	8,145,358	
(特別会計)								
公企業及び財産収入	58,280,000	—	58,280,000	58,434,787	58,434,787	—	154,787	
寄附金	5,281,000	—	5,281,000	5,280,994	5,280,994	—	△ 6	
繰入金	45,467,000	—	45,467,000	45,467,000	45,467,000	—	—	
雑収入	707,000	—	707,000	707,965	707,965	—	965	
計	109,735,000	—	109,735,000	109,890,744	109,890,744	—	155,744	

(注) 昭和39年4月1日新設された造林課分を含む。

歳出

(単位 円)

科 目	予 算 額	繰への合算額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額	附 記
林業費	487,725,000	175,280,265	312,444,735	308,559,916	3,884,819	
雑支	—	—	189,432	189,432	—	
繰出金	45,467,000	—	45,467,000	45,467,000	—	
計	533,192,000	175,280,265	358,101,167	354,216,348	3,884,819	
林業費(繰越分)	9,697,000	6,480,294	3,216,706	3,140,706	—	
(特別会計)						
職員給	8,213,000	3,757,899	4,455,101	4,305,290	149,811	
造林事業費	41,172,000	34,631,732	6,540,268	6,557,477	2,791	
保育	41,940,000	33,373,209	8,566,791	8,465,183	103,608	
処分	5,172,000	124,360	5,047,640	5,047,089	551	
公有林野分収造林事業費	358,000	216,092	141,908	141,894	14	
繰出金	12,880,000	—	12,880,000	12,880,000	—	
計	109,735,000	72,103,292	37,631,708	37,374,933	256,775	

(注) 昭和38年4月1日新設された造林課分を含む。

2 主な事業の執行状況

事業名	支出済額	備	考
(補助事業)	(補助金) 円		
林業機械設置	4,000,000	5森林組合, 集材機5台, 自動鋸10台, 刈払機10台	
被災製炭施設復旧	1,202,800	農協23組合	
林道開設(繰越分含む)	36,499,500	開設10路線5,491m, 山村振興林道5路線 3,355m 改良4路線185m	

林道施設災害復旧(繰越分含む)	13,159,766	14ヶ所2,304m	
38年林道施設災害復旧	1,387,000	4ヶ所366m	
(県営事業)	(請負費)		
林道開設	9,750,000	1路線932m	
基金	23,766,000	1ヶ所1,500m	
林道	128,783,727	山地治山39ヶ所, 防災林造成29ヶ所 保安林整備7ヶ所, 地すべり防止1ヶ所	

特殊緊急治山 治山施設(災害復旧 (繰越分含む))	61,849,237	23ヶ所
治山修繕	5,656,897	5ヶ所
森林測量	4,351,800	荒廃地復旧8ヶ所, 災害復旧5ヶ所
	3,771,000	日野森林計画区 撮影51,178ha 図化40,614ha

3 経理出納について

(1) くり栽培奨励事業の一環として、優良苗木のあつせん(7,500本、金額547,500円)に伴う代金の徴収支払を別途県の予算外において行なっていたが検討の余地がある。

(2) 事業に伴う資金の支出負担行為を年度当初予算配当を見ないうちに、事業実施計画に基づき年間分行なっているものがある。事務処理の簡素化と事業効果を図るためと思われるが、合理的な予算配当と関連し、その枠内で行なうべきである。

(3) 予算令達を行なつたもので、事業の実施されていない科目が散見されたので、予算の適正執行に留意されたい。

4 事務事業の執行について

(1) 林業機械設置事業等補助事業により、事業主体が取得した財産処分
の制限期間を補助条件において別に定めることとしたもので相当期間
を経過しても何らの通知も行なわず、形式的な条件となつているもの
がある。制限期間について早期に指示を行ない、台帳を設けるなど、
明確な取扱いにつき考究徹底されたい。

(2) 林業用樹苗需要者から委託を受けて購入する種苗代金の早期決済資
金にあてるため、県森連に10,000千円を貸し付けていたが、貸付契約

書第5条に定める種苗代金を支払つたつどの報告義務が履行されてい
ないので、約定事項は厳守されたい。

(3) 森林計画樹立のため、日野地区の空中写真を納期を38年6月29日と
して、1,535千円で委託契約していたが、悪天候を理由に納期日を4
回にわたって、12月10日までの延期承認を行なつていた。これは飛行条
件等諸種の事情でもよろうが、長期間にわたる延期は、当初入札条件
の変更ともなり、あるいは違約に等しく、遅延利息とも関連する。延
期日数の承認に当つては慎重を期されたい。

(4) 建設工事の入札に当り、最低制限価格を設ける場合は、「鳥取県建
設工事執行規則」の定めるところにより、予定価格の10分の8より3
分の2の範囲内において定めることと、なつてはいるが、治山修繕事業
の入札に当り、予定価格を即、最低制限価格としているもの及び予定
価格の10分の8以上を制限価格としているものがあつた。これでは競
争の余地がなく、競争入札の趣旨に反し、規則にも反している。

(5) 林道開設事業で、茂谷路線ほか15路線(林道施工延長8,846m工事
費69,303,000円補助金34,651,500円)のうちには工事検査が工事完了
後相当期間遅延している箇所が見受けられた。鳥取県建設工事執行規
則(第22条2項)に定める期間内執行に留意されたい。

5 地方農林振興局における当該関係業務及び林業試験場における事務事
業の指摘改善事項は、それぞれの定期監査報告で述べたとおりであるの
で、適切な指導及び措置を図られたい。

造林課 昭和39年10月22日監査
 監査委員 浜田庄二
 同 野坂浩賢

1 予算執行について
 当該は、39年4月1日で分課し、38年度中は林務課として予算執行され
 ため、その収入、支出状況は林務課中に含まれている。

2 主な事業の実施状況

事業名	支出額 円	備考
(補助事業) 森林害虫防除 補助造林 倒伏造林本復旧 (施設)	82,954 67,951,000 3,500,000 (事業費)	松くい虫被害立木駆除 220㎡、松くい虫伐採 跡地駆除 2.122a、すきはだに駆除 47.8ha、 突発森林害虫駆除 176.7ha 公有林106.69ha 私有林3,222.70ha
採種園造成 (特別会計)	1,440,010	中山町羽田井 2町8反8畝23歩
造林事業	35,527,979	県有林22.08ha、県行造林42.09ha、パル 造林36.18ha
保育事業 伐採交付金 (施設)	37,024,767 3,917,140	県有林897ha、県行造林2,476ha、パル 造林369ha 西郷県有林5,156㎡
地上権設定	4,900,000	県行造林地(阿羅線126.63ha)の立木購入

(その他)

樹苗養成 (幼苗) 得苗木数 12,026千本
 〳 (山行苗) 売払本数 789,434本 苗畑残数 158,380本
 3 経理出納について

(1) 造林事業費、資金858,937円は主として県行造林施業に雇用した人
 夫賃であるが、予算配当に關係なく全体造林実施計画により、年間分
 を一括、支出負担行為しているがその手続きは適当でない。予算配当
 額の範囲内において経理処置すべきである。

(2) 県有林管理人(特別職)の各振興局での打合せ出席旅費は特別旅費
 より支給されているが、その反面、巡視(1人年平均50回)に伴う旅
 費の支給は行なわれていない状況にある。支出科目を是正するととも
 に、巡視に対する旅費の支給については現行規程に照し検討されたい。
 4 事務事業の執行について

(1) 造林補助金は当初決定した標準経費(1ha当りの単価)を年度中途
 において改訂(単価増)していたが、すでに改訂前の単価により交付
 したものに對する増額交付の措置がとられていなかった。同じ春植の
 ものについて補助金の支払時期により単価が異なることは適正でない。
 検討増処されたい。なお、前記間接補助金は国より概算交付を受け、
 国の額の確定通知をまたず交付決定並びに額の確定を同時に行ない、
 始んどが年度経過後支出されていることは適正と認められない。国の
 指導方針もあるようであるが、交付決定、支払方法等について十分検
 討し、適正に処置されたい。

(2) 林木品種改良事業で38年度採種園7haの造成を計画していたが、諸
 種の事情により中山町羽田井に2町8反8畝23歩を造成したにすぎず、

施設費で2,059,990円の不用額を出している。事業の計画的執行に一層配慮し、園地の確保に努められたい。

なお、借用地についても財産台帳の補助簿を作成し管理に万全を期されたい。

(3) 県苗ほにおける樹苗養成事業生産品の引継ぎ及び処分は所定手続きによらず、また記録管理も十分でない。これが取り扱いにつき検討し適正を期されたい。

なお、これらの樹苗は、興行造林に転用するほかは、造林用山行苗木として具森連と売買契約を締結し出荷申入れに基づき出荷しているが、契約に定める具森連よりの確認結果報告が遅延するため、代金調定時期が遅延し、その納入も始んどが5月末となつている状況である。契約内容についてさらに検討し早期収納に努められたい。

(4) 林業改良指導員に対する林業専門技術員の指導記録が整理されていない状況であつた。現地の問題点のは握及び将来の指導資料の参考とするためにも指導記録を作成されるよう要望する。

(5) 林業改良指導員(49名)に対する各種の研修並びに普及方法の指導援助等は、林業専門技術員により行なわれているが、指導員による現

歳入

科目(款)	予算額	繰上りの 繰下りの 繰越額	予算現額	調定額	収入額	収 入 未 済 額	予算現額に 比し増減	附 記
公企業及財生収入	40,000	—	40,000	71,449	71,449	—	31,449	
使用料及手数料	25,000	—	25,000	19,500	19,500	—	5,500	
国庫支出金	178,361,000	—	178,361,000	179,251,631	179,251,631	—	890,631	

(単位 円)

地活動の場合はさらに高度な専門的知識、技術が要請されているものと
思料されるので、研修日数を増加し、研修体系をさらに整備充実され
たい。

(6) 37年度地方農林振興局の定期監査報告の「林業技術普及事業」の項
で指摘要望した事項の改善が不充分と認められるので、さらに適切、
かつ強力な指導を期されたい。

5 事務事業の指摘改善事項について
地方農林振興局における当該関係事務事業の指摘改善事項は、定期監査
報告で述べたとおりであるので、適正なる指導及び措置を図られたい。

農 政 企 画 課

昭和39年10月23日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 野 坂 浩 賢

1 予算の執行について
(1) 昭和38年度予算の執行状況は次表のとおりである。

繰越金	52,925,000	—	52,925,000	52,925,000	52,925,000	—	—	繰越事業費財源 充当額
雑収入	7,645,000	2,842,000	4,842,000	49,059,533	46,388,167	2,671,426	41,546,107	調定額のうち は繰越額2,805, 000円を含む
計	239,096,000	2,842,000	236,193,000	281,327,113	278,655,687	2,671,426	42,462,687	

歳 出

(単位 円)

科 目 (預)	予 算 額	靡 合 の 額	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額	附 記
農 政 費	254,467,000	194,308,976	60,158,024	57,984,157	2,173,857	
農 政 員 費	—	—	320,000	320,000	—	
雑 支 出	—	—	965,495	965,495	—	
計	254,467,000	194,308,976	61,443,519	59,269,652	2,173,857	
農政費(繰越分)	52,925,000	47,302,000	5,622,690	60,690	5,562,110	不用額は事業の計画変更による

2 主な事業の実施状況

事 業 名	支 出 額	備 考
(補助事業) 鳥取砂丘利用研究施設	3,000,000	鳥取市浜坂
農業構造改善事業	123,838,000	江府町外 土地基盤整備 6事業費 52,826,000円
"	7,272,200	37年度実施した事業に対する追加分赤碓町 外4
" (繰越分)	46,809,000	赤碓町外 土地基盤整備 41,065,000円 4事業費 45,447,000円
市町村農業委員会	12,303,804	鳥取市外39市町村
県農業会議	4,946,000	
農山漁村同和対策	3,685,000	東伯町外1事業費7,801,000円(共同防除施 設900㎡,かんがい施設50ha, 共同集荷所1 棟,農道1,239m)

(施設)	(事業費)	
大型農業機械技術者養成施設設置	11,594,247	機械整備作業舎1棟, 格納庫1棟, トラクタ 1台, 整備研修用機械器具
大型農業機械施設整備	15,976,000	クローラトラクター2セット, プルドーザ 2セット, 格納庫1棟(96.39㎡), 移動 格納庫3セット

(その他)
農村青年指導者の養成

研修の種類	延日数	延人員
農村青年指導者養成	28	42
農業経営技術	19	165
農業機械	100	151

3 事務事業の執行について

- (1) 農業構造改善事業の実施にかかる指摘要望事項は地方農林振興局の定期監査報告で述べたとおりであるが、本事業の推進に当つて職員配置の関係上、畜舎、サイロ及び稚蚕、壮蚕、共同飼育所等建造物の実設計書の審査並びに竣工検査等が不十分と認められるもの、あるいはこれらが適期に行なわれていない事例が見受けられる。本事業の円滑なる推進を図るためには、これらの技術を有する他部局との協働体制を組織的に整備することが緊要と認められるので検討善処されたい。
- (2) 農業委員会費で、県農業会議の組織運営費及び研修、農業就労調査等の事業費5,083,850円に対して国庫補助金3,246,000円、単県補助金1,700,000円を交付しているが、該補助金の交付決定通知及び確認検査の実施並びに単県補助金の額の確定通知が行なわれていない。補助金等適法化並びに鳥取県補助金等交付規則に定める諸規定を厳に履行されたい。なお、単県補助金はその都度伺い定めにより毎年度交付されている実情であるが、補助金交付基準を制定して、補助金交付の基礎を明確にして置くことが適当であると考えられる。
- (3) 農業経営合理化対策事業で、省力機械化栽培技術の新体系を確立するため経営類型ごとの作業の調査記録を14農家に委託した63千円及び

先進農家の濃密指導とその育成を県農業会議に委託した200千円の委託内容は、概括的に「受託者は県と協議して事業を行なう」となっていたが、委託契約に当つては委託内容を約定中に明確に定めることが必要である。なお、前段の委託契約はそ及して締結されていたが、その処置は適当でない。事業の計画的処理に努められたい。

(4) 農業近代化施策の一環として県経済連に委託管理させているトラクター12台、フルドーザー6台の償却費(定率法)の2分の1を県へ納入することとなっているが、37年度分1,633,545円、38年度分3,675,000円に対し38年度に2,653,773円を収入し、残額2,654,772円が未収となつているので善処されたい。

(5) 大型農業機械管理事業費の工事請負費896千円で移動格納庫3棟(1棟24.02㎡)を作製し、備品出納簿に未登記のまま39年4月1日から県経済連に貸付していた。早期に登記を完了されたい。

(6) 畑地かんがい営農指導施設設置事業で36年度北条町弓原地区に事業費804千円をもつて施設(エンジン直結ポンプ1台、かん水機2セツト、配水管100m、導水管230m)を設置し、その後この事業は38年度で終了したが、該施設は財産台帳へ未登録である。早期に登録するとともに今後の活用方法についても十分配慮し財産管理に万全を期されたい。なお、報償費で支出されているものの中に科目の適正でないものがあつたので留意されたい。

4 当課の主管にかかる地方農林振興局、各試験研究機関及び経営伝習農場並びに財政援助団体についての指摘改善事項はそれぞれの定期監査報告で述べたとおりであるので、適切なる指導及び措置を図られたい。